

アメリカ合衆国憲法体制の形成

有 賀 貞

はしがき

一七七六年六月、リチャード・ヘンリー・リーがヴァージニアを代表して大陸会議に提出した独立の決議案は、独立とともに連邦の形成、外国との条約締結を提議するものであった。十三植民地の結束によって抵抗運動を推進してきた革命の指導者たちが、独立について考え、独立について語る時には、十三邦の連帯は独立の達成とその保持のための当然の前提とされていたのである。それゆえ、彼らが独立に際して、連邦に関する基本法を制定して、連邦を正式なものにしようとしたのは当然であった。大陸会議は七六年六月から連合規約起草の準備をはじめ、翌七七年連合規約が採択された。しかし各邦議会の承認を経て、規約が発効したのは、数年後の八一年になってからである。こうして大陸会議は立憲的な基礎の上に据えられ、連合規約に基づく連合会議となったが、皮肉なことに連合会議は、大陸会議が法的裏付けのない事実上の連邦機構にすぎなかった革命戦争初期において有したほどの権威を、連合規約に基づく正式の連邦機構としては、ついにもつことができなかった。戦争終了後、連合会議の権威は目立って低下した。会議の権限を強化する試みはいずれも成功しなかった。

連合会議の権限を強化する必要があることは広く認められていたが、連合規約改正の手続的難しさのために、実現しなかったのである。連邦体制の強化を旨とす指導者たちは各邦代表者会議を開いて、連合規約とは全く別箇の新たな憲法を採択するという方法で連邦体制を再編しようとした。一七八七年になって連邦強化運動が盛上ったのは、たんに連合会議の弱体ぶりへの対応であっただけでない。またそれは、諸邦の政治における「民主主義の行きすぎ」に対する不満や民衆の無政府の傾向への不安の高まりに刺戟されたものであった。彼らは各邦政府から中央政府に大幅に権限を移譲し、有力な中央政府を創設することによって有効で安定した共和政治を実現しようとしたのである。

一七八八年のフィラデルフィア会議に集まった代表者たちの中には、「民主主義の行きすぎ」を抑制するという意図があったが、まとめられた憲法案は人民主権の原理に立脚し、新政府の行政首長も上院・下院議員も直接間接に人民によって選出されるものとしており、これらの公職選挙権・被選挙権をとくに財産によって制限する規定を含んでいなかった。それゆえ、彼らはこの憲法を民主的なものと主張することもできたのであり、そして実際この憲法によって創設された政治体制はその後の一層の民主主義の発達に耐えて存続することができたのである。しかし憲法案批准の際には、憲法案の批判者たちは、統一国家的政府を設ければ、必然的に「ポピュラー・ガヴァメント」すなわち民主的共和政は失われると主張して強く批准に反対した。彼らはそのような政治は狭い領域の統治においてのみ可能であり、したがってそれを守るためには極めて分権的な連邦制を維持しなければならぬと考えたのである。

憲法案批准をめぐる討議において、憲法案の支持者たちは自らフェデラリストと称したことからも明らかのように、この憲法案が創り出す政治体制が連邦的（フェデラル）性格を保持していることを強調した。一方、反フェデラリストたちはその点を疑問視し、この憲法案の統一国家的（ナショナル）性格の強さに反撥したが、この憲法案が発効した後は、それを連邦的性格をもつものと理解し、その性格を守ろうとするようになる。こうして、この憲法は連邦憲

法と呼ばれ、新たな中央政府は連邦政府と呼ばれ続けることになった。しかし一方で、この憲法が統一国家的性格をもつ政府を創り出したことも確かであった。それゆえ「ユナイテッド・ステイツ・オブ・アメリカ」をアメリカ連邦と訳さずアメリカ合衆国と訳すことも、この時以降は妥当となったのである。憲法は連邦的性格をもつとともに統一国家的性格をもつ政治体制、すなわち連邦共和国と称すべきものを創り出したのである。

合衆国（連邦）憲法体制は有力な反対を押し切って、ようやく発足したものであった。ジェイムズ・マディソンはこの体制への支持を強めるためには、反フェデラリストの主張の中で最も広く公衆から支持された権利章典の追加という要求に速かに応える必要があることを認識し、新連邦政府の発足後、議会在が権利章典の追加を發議するよう尽力し、実現した。彼はこの行動によって、合衆国憲法体制の安定に寄与したが、さらに彼は、合衆国憲法体制における連邦と各邦との権力の均衡、連邦政治と民主政治理念との結合を旨とするリパブリカン党を組織することによって、民主主義が發展しつつある中で、合衆国憲法体制を定着させることに貢献するのである。

本稿は一七八七年のフィラデルフィア会議における合衆国憲法案を中心に、アメリカ連邦体制の形成過程の諸問題を考察しようとするものである。

一 連合規約の成立

一七七六年六月、大陸会議は独立の決議案についての採決を翌月に延ばす一方、独立宣言、連合規約、外国との条約のそれぞれの草案を起草する委員を任命した。連合規約を起草する委員会のメンバーは十三人で、その中には独立決議案に反対したジョン・ディキンソン、エドワード・ラトレッジ、ロバート・リヴィングストンの三人が入っていた。そして規約草案を起草したのはディキンソンであった。ディキンソンは法律家でありまた文章家として名声があ

ったから、草案の起草を委ねられたことは、その点では不思議はないが、彼が独立決議の反対者であったことを考えれば、その彼が独立を前提とした連合規約の草案を起草したことは奇妙にみえる。しかしディキンソンは独立に全面的に反対していたわけではない。彼は独立を決断するにはまだ時期尚早であるとして反対を唱えたのである。彼が時期尚早であるとした主な理由の一つはまだ正式な連合が形成されていないことであつた。独立決議前に正式な連合を形成すべきだと主張したのである。七五年七月にフランクリンが正式の連合の形成を提案した時には、ディキンソンはそれに賛成しなかつた。⁽¹⁾ 正式の連合が独立に向かう既成事実になることを恐れたからである。当時は正式な連合形成論はもっぱら対英闘争の急進派によって主張されていた。

しかし独立の機運が高まった七六年には、穩健派は正式の連合がまだできていないことを、独立反対の一つの理由とするようになっていた。ディキンソンは十三植民地が独立した後、相互に争うことを恐れ、そうした可能性を少くするために、まず正式な連合を形成して結束を明白にしてから独立すべきだと考えていた。それゆえ、彼が独立を決議することに反対しつつ、連合規約の起草に尽力したのは、彼としては筋の通つた行為であつた。⁽²⁾

大陸会議はディキンソン案を一七七六年七月から八月にかけて議論し、その議論に基いてディキンソン案を若干修正した第二次草案を作成した。⁽³⁾ その際最も論議された問題は、各邦の代表権問題、連邦経費の分担の問題、および獲得すべき西方領土の統治の問題の三つであつた。

代表権は第一次大陸会議の開会時以来、面倒な問題であつた。第一次大陸会議で、大植民地の代表は各植民地の人口か資産に比例する代表権の配分を主張し、小植民地の代表は各植民地の平等を主張した。パトリック・ヘンリーが「ヴァージニア人、ペンシルヴァニア人、ニューヨーク人、ニューイングランド人等々の区別はもうない。私はヴァージニア人でなくアメリカ人なのだ」と述べたのは、ヴァージニアの代表として、人口比例代表権を弁護するため

あつた。⁽⁴⁾しかし、人口や資産額について正確な資料を直ちに得ることは不可能であつたから、大植民地の代表も、各植民地がそれぞれ一票の議決権をもつことに同意した。フランクリンの連合案は代表権を人口に比例するものとしたが、ディキンソン案は各植民地一票の当時の現行制度をそのままとり入れた。彼の連合規約案が大陸会議で審議された際、まず争点となつたのはこの問題であり、大邦の代表は各邦一票の原則に反対した。しかし彼らの主張は通らず、第二次草案において代表権は各邦一票ということになつた。⁽⁵⁾

第二の問題は連邦共通経費の分担方法であつた。ディキンソン案では、各邦はそれぞれ奴隸を含む人口に応じて経費を分担することになっていた。大邦が代表権問題で比例制を主張したのは経費分担が比例制であつたからである。また人口に応じた比例配分をとる場合、奴隸をそれに含めるか否かをめぐつて奴隸人口の多い南部諸邦と奴隸人口の少い北部諸邦との間に対立が生じた。南部諸邦は奴隸は財産であるから経費分担の人口計算に含めるべきではないと主張し、北部諸邦は奴隸は労働者であつて、労働者は自由人であれ不自由人であれ、富の創出に貢献する点では同じだと主張した。白人人口か土地資産総額かのいずれかに比例させるといふのが南部諸邦の主張にあつた。しかし南部は票決で敗れ、第二次草案ではディキンソン案の規定がそのまま採用された。

西方領土の支配は最大の争点であつた。諸邦の代表は、独立を達成する際には、ミシシッピ河までの西方の土地を領土として獲得しなければならぬと考へていた。問題はアブラチア山脈より西の土地をどのようにして統治するかであつた。ヴァージニアなどいくつかの邦は、植民地建設の際国王より与えられた特許状によれば、「南海」(太平洋)まで達する土地を自らのものと主張できた。このような特許状の文章は一七世紀の地理的無知の時代に書かれたものであるが、こうした特許状をもつ諸邦はそれをもって西方領土に対する自らの権利の主張の根拠とした。ヴァージニアの領土的主張は諸邦の中で最も大きく、真西に伸びる線と北西に伸びる線とによって画され、扇形に拡がる土

地を自らのものと主張した。南北両カコロライナおよびジョージアもそれぞれ西方に伸びる領土権を主張した。北部のいくつかの邦、マサチューセッツ、ニューヨーク、コネティカットも西方に自らの領土を主張することができた。それに対してメリーランド、ペンシルヴァニア、デラウェア、ニュージャージー、ロードアイランドの場合は、特許状に西方の境界線が明記されていた。西に向かって閉された邦と開かれた邦との利害は西方領土の支配をめぐる対立した。⁽⁶⁾

ペンシルヴァニア人であるディキンソンが大陸会議に「インディアンとの交易およびすべての関係を規制する権限、特許状……によって境界が南海にまで達するといわれる諸邦の境界を限定し、不明確に見える他の諸邦の境界を確定する権限、既存の邦から分離される土地、あるいは英国王によりインディアンから購入または入手された土地、あるいは今後彼らより購入または入手される土地を新たな邦に割当てる権限、これらすべての土地を連合せる全邦の一般的利益のために処分する権限」を与えようとしたのは当然であった。西部に閉された諸邦はこの規定を全面的に支持した。しかし西部に開かれた諸邦、とくにヴァージニアはそれに強硬に反対した。それらの強い反対によってこの規定は第二次案からは削除された。

大陸会議は第二次草案を印刷することを決めると一旦審議を打切った。連合規約の審議が再開されたのは翌七七年四月である。大陸会議は第二次草案を逐条審議し、同年十一月に最終案をまとめた。⁽⁷⁾ 代表権の問題は小邦の主張にしたがって各邦平等に一票ということに落ちついた。その代り大邦への譲歩として、重要事項の可決は、七邦ではなく九邦の賛成を必要とすることになった。経費分担は、諸邦内で個人に与えられ、あるいはその目的のために測量された、すべての土地の地価評価額に比例して分担されることになった。ニューイングランド諸邦の代表は、彼らの土地は他の諸邦の土地に比べ評価額が高いと考え、この方法に反対したが、他の諸邦の賛成で押し切られた。諸邦の西方

境界を決定する権限を大陸會議に与えるディキンソン構想を復活させようとする試みは、西部に開かれた諸邦の反対で実現しなかった。しかし西方領土の統治問題をめぐる対立は解消したわけではなく、この問題に関するいくつかの邦の不満が、連合規約の発効を遅らせるのである。

第二次案の審議の間に、いくつかの重要な修正が加えられ、連合規約の性格に変化が生じた。⁽⁸⁾ 第一に大陸會議はノースカロライナのトーマス・パークの主張により、諸邦は「その主権、自由、独立を保持し、明文で連合會議に与えられていないすべての権力、権限、権利を保持する」という条項(第二条)が追加された。第二に、通商に関する連合會議の権限はいちじるしく制限された。第二次案ではディキンソン案と同じく、諸邦が連合會議により締結された条約に反して関税を徴収することを禁じていたが、最終案では連合會議は、外国人に自邦人と同様の関税を課したり、いかなる商品を輸出または輸入したりする諸邦の立法権を制限するような通商条約を締結することを禁じられた。この修正では連合會議はいぜんとして通商条約締結権をもつことになっていたが、通商規制の実権は諸邦に与えられたのである。ディキンソン案および第二次案では、むしろ諸邦の権限を制限することに力点が置かれていたが、最終案では、これらの修正により、連合會議の権限を制限することに力点がおかれることになった。

連邦体制は連邦共通の事柄については連邦機構が権限をもち各邦個々の事柄については各邦政府が権限をもつ体制である。しかし実際に連邦と各邦のそれぞれの権限領域をどう区分するかは、共通事項をどう解釈するかによって異ってくる。一つの基本文書によって連邦の権限領域を定めたとしても、その規定はさまざまの解釈の余地を許容することが多い。合衆國憲法が今日まで存続することができたのは、その憲法がそのような解釈の融通性を許容したからである。ディキンソンはメリル・ジュンセンが推測するように、意識的に連合規約にそのような解釈の融通性をもたせたのかもしれない。⁽⁹⁾ ジュンセンは連合規約の研究において、ディキンソン案は拡張解釈により強力な中央政府の出

現を可能にするものであったと評している。そのような拡張解釈の可能性に神経をとがせたのは、一七七七年にノースカロライナの代表として大陸会議に出てきたバークであった。バークは連邦権限が無限に拡大され諸邦の権限が無限に狭められる危険があると主張し、連合規約第二条において、アメリカ連邦が「主権」国家の連合であることを明記し、連合会議は「明文により」委譲された権限以外の権限を行使しえないことを明記したのである。

穩健派（保守派）は概して集権論者、急進派（民主派）は概して分権論者であったとみて、ディキンソン案は前者の立場を、バークの主張によって修正された最終案は後者の立場をそれぞれ反映するものと解釈するジェンセンの見解には一面の真理があるが、連合規約がこの二つの勢力の対抗の中で作成されたわけではないことはジェンセン自身が認める通りである。⁽¹¹⁾ 審議の過程で議論がたかかわされた主要な争点は、前述のように、代表権の問題、経費分担の問題、そして西方領土の問題の三つであった。これらは大邦对小邦、北部对南部、西部に開かれた邦と西部に閉ざれた邦の対立であった。一七七六年に第二次案が作成された時には、反英闘争の急進派は、連合会議の権限を制限することに、とくに神経をとがらせなかった。連合会議の権限でとくに問題となったのは、西方領土に関連した諸権限だけであった。そもそもディキンソン案には連邦権限の拡張解釈の余地はあったにせよ、その案における連合会議の権限は決して強いものではなかった。連合会議の課税権は明文をもって禁止されていた。通商規制権も通商条約締結権の中に含意されていただけで、明白に与えられてはいなかった。後に連合規約における連邦の主たる弱点とみなされるようになった弱点はディキンソン案においても変わるところはなかった。連邦がもつべき権限について、穩健派と急進派をとわず、基本的な意見の一致があったとみてよい。穩健派も個々の植民地の自主的課税権を主張して戦ってきた経緯からして、自ら構成する連邦に対しても課税権を認めることはできなかった。一方、急進派も大陸会議を革命闘争を推進するための中央機関として利用してきた経緯からして一七七六年には連合会議の権限を制限することに

神經過敏にならなかつた。七七年までには多くの邦は自らの憲法を制定し、立憲的基礎をもつ政府を樹立した。七五年から七六年にかけては大陸會議の決定が諸邦の行動に正統性を与えた。しかし七七年には、諸邦は憲法制定により自らの正統性を樹立し、むしろ諸邦が連邦体制に正統性を与える立場に立つた。そのような変化が連合規約に対する諸邦の代表の態度に変化をもたらしたのであろう。第一次大陸會議から連邦政治の舞台で活動してきた指導者ではなく、トーマス・パークのように独立した邦の代表として初めて大陸會議にでてきた政治家は、邦の権限を擁護し、連邦の権限を厳しく制限すべきだと強く主張することができた。パークの主張に関して穩健派と急進派との間で議論が討わされた形跡はない。七六年の第二次案と七七年の最終案との相違はむしろ諸邦が正統性をもつ政府を樹立したことに伴う大陸會議の權威の相対的低下を反映するものとみてよいであらう。⁽¹²⁾

連邦制は権限を連邦と各邦との間で分割する体制であるから主権が不可分なものとすれば連邦制は主権概念には元來なじまないものである。連邦制概念についてのソーベイ・モギの研究によれば、主権論で名高いジャン・ボードンは、連邦を主権国家の限定的連合とみなした。グロチウスはオランダやスイスの連邦制について、それぞれの構成単位は主権を保持しており、連邦にそれを移譲したわけではないが、しかし実際には連邦は統轄的權威を行使していると述べ、オランダやスイスを連邦国とみなした。プーフENDORFは連邦とは複数の主権国家が主権を保障されながら恒久的に連合し、対外関係において継続的に共同行動をとるものと考へた。モギは、アメリカ合衆国憲法制定に至るまで、連邦についての理論は上記のような見解が継承されていたと述べている。⁽¹³⁾

したがってトーマス・パークが邦の主権を連合規約に書きこんだ時、彼は連邦制に関する当時の西洋世界の通念を書きこんだといえる。そのような通念は、パークだけではなく、ディキンソンを含めて、大陸會議の学識ある代表には知られていたであらう。しかしそれは恐らくディキンソンが避けようとしたことであつた。連邦の結合が強固に保

たれるためには、邦主権を明記することは、主権可分論をとるのでないかぎり得策ではないからである。しかしパークは、連邦が単一国家に変質することを恐れ、主権国家の連合という連邦制の本来の原則を明記しようとしたのである。ただし彼はつねに連邦権限の強化の反対者だったわけではない。後に述べるように、一七八一年には、彼は連合会議が戦争遂行のために独自の財源をもつ必要を認め、条件付きではあったが、連合会議に關稅徵收權を与えることを支持した。

連合規約の発効が遅れたのは、前述のように、西に向かつて閉ざされた邦の不滿のためであった。一七七八年六月までには大部分の邦議會は修正について要望しつつ、連合規約を承認するか、承認の意向を示した。大陸會議では修正なしに連合規約を批准すべきだという意見が大勢を占め、七月には十邦の代表が連合規約に署名した。しかしデラウェア、ニュージャーシー、メリーランドの三邦は批准を拒否した。三邦は西方領土は共同の努力によって防衛され獲得されるものであるから、連邦の共有物となるべきであると主張し、連合會議が西方領土の統治權をもつことを批准の条件とした。ニュージャーシーとデラウェアとは説得されて七八年十一月と七九年一月に連合規約を批准したが、メリーランドは強硬な態度をとり続けた。

戦争の状況はアメリカにとって良くなかったから、連合規約の早急な批准は連邦の結束強化のために必要と思われる。一七八〇年初めニューヨークは同邦の境界を画し、それより西方の土地についての請求權を放棄することを決めた。イギリス軍の進攻により南部の戦況が深刻化したため、ヴァージニアは八一年一月には連合規約の発効促進の必要を認め、オハイオ河以北の西方領土について請求權を放棄することを決めた。但しヴァージニアはその地域において、過去において行なわれたインディアンからの土地購入を無効とするという条件をつけた。これは西方領土をめぐる争いが、この地域の開発に關心をもちヴァージニア人とこの地方に權利を得ようとした他邦の土地投機業者との對

立に結びついていたことを物語る。

ヴァージニアのこの行動によりメリーランドの批准拒否の根拠は失われた。またメリーランドも当時はイギリス軍の攻撃を恐れていた。メリーランドがフランス公使にフランスの援助を求めた時、彼は連合規約を速やかに批准することを要望した。メリーランドもついに批准にふみ切り、連合規約は八一年三月十日にようやく発効することになったのである。⁽¹⁴⁾

二 フィラデルフィア会議への道

一七八一年に連合規約が発効する前後一年ほどの時期は、革命戦争の最も暗い日々であった。イギリス軍は八〇年五月にチャールストンを包囲してアメリカ軍五千人を降伏させた。ジョージア、サウスカロライナの要地を占領したイギリス軍は北上してノースカロライナに侵入し、さらにヴァージニアを脅かした。ヨーロッパではロシアとオーストリアの君主が現状を基礎とする講和の斡旋に動いており、もし、英仏がそれに同意すればアメリカの十三邦の中、南部二邦の独立は認められないことになる恐れがあった。⁽¹⁵⁾

一方、大陸会議は財政難のため、「大陸」軍に必要な費用の調達もできなかった。一七八〇年には、戦争を勝利に導くために、アメリカの指導層の間で、大陸会議が軍司令官のワシントンに非常時に限り、独裁的権限を委ねるべきだという意見さえ聞かれるようになった。八〇年十一月、大陸会議においてジョン・マシューズは、ワシントンに一年を期限として、「連邦の福利を増進するに必要と彼がみなすあらゆることを行なう権限」を与えることを提議した。⁽¹⁶⁾ このような提案は大陸会議ではもちろん受け入れられなかったが、大陸会議が課税権、少くとも関税を徴収する権限をもつべきだと考える声は強くなっていた。戦争の危機的状況が連合規約の発効を促したが、それが発効するま

では、それが認める権限以上のものが必要だという認識が広まっていたのである。七八年には、大陸会議は、この革命がそれぞれの植民地議会によるもの以外の課税に反対する闘争として始まったものであることを考慮すれば、大陸会議が「関税を課すことはどうしようもない最後の手段としてでなければ、狂気の沙汰」であるという見解をとった。⁽¹⁷⁾しかし八〇年には、その最後の手段を考慮すべき時だという意見が強まったのである。

大陸会議は戦争勃発以来、必要な費用の調達を、紙幣の発行、各邦に割当てた分担金、軍や大陸会議の債務証書の発行、それにフランスからの援助とフランスなどでの借款の調達によって賄ってきた。紙幣の発行は最も簡便な手段であったが、その手段の乱用のために、その価値の下落は著しく、大陸会議は七九年秋には紙幣の発行を一時停止するに至った。一方、大陸会議が諸邦に割当てた分担金は、七九年までに総額六五〇〇万ドルに達したが、八〇年までに実際に納入されたのは一三〇〇万ドル、正貨に換算して七七万ドルにすぎなかった。大陸会議は紙幣再発行を計画し、旧紙幣の正貨との比価を一对四〇と決め、諸邦が旧紙幣を回収して大陸会議に納入すれば、旧紙幣四〇ドルにつき新紙幣一ドルを発行し、それを大陸会議が四〇パーセント、邦が六〇パーセントの割合で使用することを決めた。

これは正貨との比価が一对一〇〇以上にも下落していた旧紙幣の流通価値を引上げることによって役立ったが、この方策により直ちに発行され、大陸会議が使用しうるようになる新紙幣の額は多くはなかった。大陸会議は明らかにその他の財源を必要としていた。同じ八〇年三月にノースカロライナのトーマス・バークとアレン・ジョーンズは、大陸会議が一パーセントの輸入税をかけ、右の方策により発行されるはずの新紙幣の総額の上限額と等しい一〇〇〇万ドルの収入を得られるまで、その賦課を続けることを提案した。

この案は採択されなかったが、それがきっかけとなって、次々といろいろな大陸会議関税案が提案された。そして翌八一年二月に、大陸会議は全体委員会において五パーセントの輸入賦課金を課することに合意した。この賦課金は

大陸会議の債務が返済されるまで継続するものとされた。この合意に基き大陸会議は、その賦課を認めるよう諸邦に要請するバークとマシューズの動議を可決した。ニュージャージーのジョン・ウイザスブーンはバークの支持をえて、関税賦課権ならびに通商規制権を大陸会議に与えることを要請する動議を提出したが、これは否決された。⁽¹⁸⁾

一七七七年には邦主権擁護の急先鋒であったバークが、八〇年から八一年にかけては、大陸会議の権限強化の積極的提唱者となったことは興味深い。これは革命戦争の状況が最悪の状況に陥り、とくに南部諸邦はイギリス軍の南部戦略のために強い危機感を抱いていたからである。このような雰囲気の中で、連合会議は五月にロバート・モリスを新設の財務総監に任命し、就任に関してモリスが提示した諸条件を受け入れた。政商としてとかくの批判もあつたモリスを連合会議が要職につけたのは、戦争の難局と財政の危機に直面して彼の財政家としての手腕に期待をかけたからである。⁽¹⁹⁾

しかし諸邦の行動には時間がかかった。八二年秋になつてもロードアイランドだけが連合会議関税に同意しなかつた。ロードアイランドが渋つたのは、中継貿易に従事する同邦にとつて大陸・連合会議関税は大きな負担と思われたからである。同邦も一時は大陸会議関税を認めるように見えたが、八二年秋にはむしろ不同意の態度が硬くなつてゐた。連合会議は十一月末、ロードアイランドに使節を送つて説得することを決めたが、今度はヴァージニア議会が一旦決めた連合会議関税承認を撤回したため、連合会議関税の実現は当分絶望的となつた。ヴァージニアがにわかに態度を変えた理由は明らかではないが、同邦は通商量が多い邦であるために、連合会議関税には消極的な態度があつたことは確かである。八一年マシューズバーク提案が可決された時、ジェイムズ・マディソンも彼の同僚も賛成せず、マディソンはむしろ、大陸会議が分担金を支払わない邦に対して強制力を行使する権限をもつべきことを主張した。ただし彼はその後には連合会議関税の支持者となつてゐる。⁽²⁰⁾

一八八一年秋のヨークタウンの戦の勝利で戦争の状況が好転し、有利な講和の可能性が出てきたことで、一八八〇年から八一年前半にあった危機感は薄らいでいた。危機感が失われるとともに連合会議の権限強化への支持も弱まったのである。

革命戦争が成功裡に終了した後で連邦が解体に向うことを恐れ、むしろ戦後に向けて連合会議の権限を強化しなければならぬと考える指導者たちは、連合会議強化論が弱まりつつあることに焦りを感じた。彼らは「大陸」軍将兵の年金または一時金の要求に応じ、債権者に対する支払いを行なうためには、連合会議が独自の財源をもつ必要があることを強調した。彼らはとくに軍将兵の不満を強調し、軍による政権掌握の危険があるという脅しによって連合会議の権限強化を促そうとした。彼らの中には、アレクサンダー・ハミルトンやグヴァヌア・モリスのように軍の将校に働きかけて、軍に示威行動を行なわせること（いわゆる「ニューバーグの陰謀」）を計画した者もあった。しかしワシントンは、軍は政治的目的に用いるには危険な道具であると主張してその計画に反対し、彼の威信によって将校の中の不穏な動きを抑えた。一方ハミルトンは軍を利用して大陸会議の権限を強化し、軍と債権者を満足させて、それを強固な連合会議の支持者とするという構想をたてていたのである。このような構想は熱心な共和主義者たちの最も恐れるものであった。⁽²¹⁾ワシントンは少数の常備軍を保持することが望ましいと考えていたが、彼の考えは連合会議によって受け入れられなかった。連合会議は常備軍を共和政への脅威となりうるものとして恐れ、大陸軍をごく少数の要員を残して事実上解体するのである。⁽²²⁾

連合会議の課税権が承認される見通しが立たなくなったため、モリスは一七八三年一月に財務総監を辞任した。戦争は事実上終結したとはいえ、連邦財政の困難は続いたから、連合会議は同年四月連合会議関税を認めるよう諸邦に再提案することを決議した。この決議は税収入の用途は債務の支払いに限定することとし、期限を二十五年に限った。

そして諸邦の抵抗を緩和するために、徴税吏はそれぞれの邦によって任命されるが連合会議に対して責任を負うものとされた。この提案も、八六年半ばまでにニューヨークを除く十二邦の同意を得たが、ニューヨークは条件付きでしか認めないという態度をとった。ニューヨークは独自の関税を課し、それを財源として自邦内の連邦債権者にも連邦に代って債務返済を行なっていたからである。分担金納入促進のため、連合会議が指定する特定の邦税を連邦への分担金に充てるという提案も諸邦の支持を得られなかった。⁽²³⁾

連邦強化論者たちは、また、連合会議が通商規制権をもたないことが、対外貿易交渉を不利にしていると考えていた。イギリスはアメリカと通商条約を結ばず、アメリカとの貿易を一方的に規制し、イギリス領西インドへのアメリカ船の入港を禁じた。これはアメリカの海運にとって不利であるばかりでなく、また独立国としての自尊心を傷つけるものであった。アメリカ側が統一的通商政策をとれないために、イギリスとの交渉力が減殺されていることは確かであった。

イギリスと交渉する立場にあった駐英公使ジョン・アダムズは連合会議への通信の中で、連合会議が通商規制権をもつべきことをくり返し述べていた。たとえば、一七八五年に彼は外務長官のジョン・ジェイ宛に次のように書いた。「すべての邦が……連合会議に通商条約を結ぶ完全な権限、つまりわれわれの対外貿易全体を規律する完全な権限を与えるよう勧告することは、どれほど強く勧告しても、強すぎるということはありません。私は連合会議がそれをもたねばならないと堅く信じるからである。」⁽²⁴⁾こうした意見はアメリカの新聞紙上でもしきりに表明された。「連合会議が通商規制権をもつ(ならば)、われわれの大使たちは頭のない体のために行動しているとみられることもなくなり、交渉はより効果的となり、独立国としてのわが国の立場が確立されるであろう」とある論説は述べた。連合会議では、一七八五年と八六年の再度にわたり、対外通商および邦際通商を規制する権限を委ねることを諸邦に求めるという提

案が出されたが、二度とも可決されなかった。⁽²⁵⁾

イギリスとの関係では、大陸会議に諸邦に条約履行を強制できないことがイギリスに北西部領土内における居坐りを継続する口実を与えていた。イギリスはアメリカ領と認められた北西部にいくつかの砦を保持し、インディアンと交易し、彼らへの影響力を保持していた。イギリスは居坐りの理由として、講和条約第四条の規定に反して、アメリカの諸邦がイギリス人の債権回収を妨害していることをあげていた。⁽²⁶⁾ 連合会議は諸邦に条約の履行を強制する力を欠き、また一方、現地のイギリス軍にそれらの砦からの退去を迫るに足る軍隊をもっていなかった。

連邦強化論者たちは、連合規約の改定を一つ一つ諸邦に提議して同意を得るという方法に希望を失い、特別の諸邦代表者会議を開いて、連邦体制の全面的再検討をはかるという方法を考えるようになった。一七八六年九月アナポリスで開かれヴァージニアを始め五邦の代表が出席した会議は通商問題を議論することを目的としていたが、通商問題は他の問題との関わりが深いので連邦体制の全面的検討と切り離せないという理由によって、翌年五月にフィラデルフィアに全邦代表者会議を開いて連邦体制の全面的検討を行なうという提案を決議した。この提案は翌年連合会議の支持を得て実現することになるのである。⁽²⁷⁾

一七八七年に連邦体制再編運動が盛上ったのは、連合会議の権限が弱いために連邦共通の事柄に十分対処しえない状況を打開しなければならないという認識が広まったからだけではなかった。そのような認識は従来からある程度存在した。諸邦内の政治状況に対する指導層の不満もまた、彼らを連邦強化運動へと駆りたてたのである。フィラデルフィア会議で「民主主義の行きすぎ」「民主主義の混乱や愚行」の是正の必要が語られたことをそれは物語っている。

ジェイムズ・マディソンは、フィラデルフィア会議において、コネティカットのロージャー・シャーマンが連邦強化の主たる目的は対外的防衛、内紛防止、対外条約の履行、外国貿易の規制と関税徴収にあると述べた時、それらは

いずれも重要ではあるが、私的権利が保障され、法の公正さが守られるような効果的政治体制を創り出す必要が、何よりも重要であると主張した。⁽²⁸⁾ 彼はこの会議の前に「わが連邦の政治制度の弊害」という文章をまとめ、諸邦の政治において私的権利を侵害する不正な法律が制定される憂うべき傾向があることを強調した。彼が、私的権利の不当な侵害とみなした最大のものは、諸邦の議会が紙幣を乱発し、流通価値の下落した紙幣を法律によって額面通り債権者に受けとらせることであつた。多くの邦では、債務者の圧力を受けて議会がこのような政策をとつたのである。マディソンはこれを多数者の横暴による少数者の正当な権利の侵害であると考へた。邦憲法制定当時は権利の侵害は為政者の権力の乱用によって起るものと考へられ、その防止に専ら注意が向けられた。しかし多数者の意向に忠実に振舞う立法者が少数者の権利を侵害する危険については注意が向けられなかつた。しかし今や、諸邦の政治状況は「多数者は公共の善と私的権利との最も安全な擁護者である」という原理に疑問を投げかけている」とマディソンは述べた。そのような意見はこの会議の多くの参加者の同意を得たであろう。マディソンは諸邦の政府のこのような欠陥の是正を有力な中央政府の形成に求めたのである。⁽²⁹⁾

マサチューセツツにおいては債務者より債権者の利益を優先する政策がとられた。そのため西部農民の反撥を招き、一七八六年から八七年にかけての冬の間、シェイズの叛乱といわれる農民暴動を引き起こした。マサチューセツツの指導層は従来概して中央権力の強化には消極的であつた。マサチューセツツも他のニューイングランド諸邦もフィラデルフィア会議開催について消極的態度をとつていた。従来から連邦強化論者であつたヘンリー・ノックスはこの叛乱を大げさに解釈し、財産権を否定する民衆運動の始まりであるとして、各地の友人に手紙を書き送り、中央権力の強化の必要を訴へた。アメリカ革命の際の急進派であつたサミュエル・アダムズも共和政に対する叛逆に強い驚きを示した。それまで連邦強化に積極的ではなかつたルーファス・キングはシェイズの叛乱によって態度を変へた。

「私は今まで、わが国の人民は徳性があり、啓蒙されており、正邪の感覚によって動かされる人々だという信念を抱いてきた。共和政府が揺らぐとすればそれは商業の影響や奢侈の増大によるものであると考えてきた。しかしもしそうではなくて、反対に人民多数が徳性をもたず良心の内的規制によって治められることがないのであれば、わが諸邦憲法と諸法律の作成者たちは実在しない原理に基いて行動したのである」と彼は述べた。⁽³⁰⁾ ここには革命精神の高揚した時期にみられた人民の徳性に対する信念の表明と対照的な、人民に対する幻滅感が典型的に表明されている。キングが積極的な連邦強化論者となるのはこの時からであり、シェイズの叛乱は彼が後にフェデラリスト党の有数な指導者として活動するように至る端緒となったのである。

シェイズの叛乱はマサチューセッツ以外の諸邦における保守派にも大きな衝撃を与えた。同様の叛乱が他の邦においても起る可能性が恐れられたからである。人民に徳性が欠けているならば、彼らに基礎をおく共和政は果して存続可能であるかが問題となる。シェイズの叛乱が起った時、コネティカットのノア・ウェグスターは民衆の無知に支配されるくらいなら、制限君主政の方がはるかにましだと公然と述べた。この時期に、君主政見直し論が上層階級の中であまり語られたことは確かであろう。フィラデルフィア会議では立憲君主政が提案されるであろうという噂が流れたほどであった。⁽³¹⁾

ジョージ・ワシントンは数年の間に人心に変化が起こり「立派な人々まで恐れもなしに君主政について語るようになった」ことに驚きを表明した。彼は君主政に傾いている人々は公衆の心を知らない人々か、かつての平等主義精神を失ってその反動で南部より保守化している地域に住む人々であろうと述べた。しかし彼は「たとえ君主政を有用なもの、いかなる必要なものとも認めるとしても、この国の平和を根底から揺さぶることなしに君主政を採用できる時機がまだ来ていないことは確かである」と述べ、将来の可能性として君主政への移行を否定しなかった。⁽³²⁾

ワシントンと同じように、共和政の存続を当然としながらも、君主政の長所も認めて、アメリカが将来君主政に移行する可能性を否定しない者は少くなかった。フィラデルフィア会議では、何人かの代表がイギリスの立憲君主政を最善の形態として礼讃する意見を表明した。ジョン・ディキンソンはその一人である。彼は「制限君主政は世界における最善の統治形態の一つであり」、それがもたらすものと同じ便益が「共和政から引き出されたことは一度もない」と述べた。しかし彼はアメリカで制限君主政を採用することは今は問題外であって、時代の精神と政治状況がそのような実験を許さないし、安定した君主政もまた伝統の積み重ねを要するのであって一朝一夕ではできるものではないと考えていた。⁽³³⁾

アレクサンダー・ハミルトンもイギリスの統治形態を世界で最善のものとし、⁽³⁴⁾「アメリカもそれ以外の政体で成功できるかどうか疑わしい」と率直に語ったが、彼も又、今すぐに君主政に移行することが現実的だとは考えていなかった。イギリスの立憲君主政をディキンソンやハミルトンのように礼讃せず、アメリカにおける共和政の存続を強く望みながら、しかし、⁽³⁵⁾「いずれはアメリカも国王をもつようになるであろうと考えたのは、ヒュー・ウィリアムソンであり、フランクリンであった。経済的發展が進み、人口も殖えていけば、いずれは貧富の差が拡がり、共和政の維持は困難になると考えられたのである。つまり共和政とは、ある一定の条件の範囲内ではか存続しえないものである。アメリカの発展とともにむしろその存続は困難になると考えられたのである。このような考え方は、フィラデルフィア会議当時、アメリカの駐英公使としてイギリスにあったジョン・アダムズが執筆し、その第一巻を刊行していた『アメリカ諸憲法の弁護』と題する大著にも現われていた。彼はこの著作の中で君主政・共和政の区別を越えた混合政体論を展開したが、彼はこの著作の中で、アメリカが共和政的混合政体から世襲君主や世襲貴族をもつ君主政の国へと移行することも、将来大いにありうることを示唆していた。⁽³⁶⁾

フィラデルフィア会議に集ったアメリカの指導者たちは、好むと好まざるとにかかわらず、共和政が永久的なものであるとは思わなかったように、また、君主政を今再建することは、好むと好まざるとにかかわらず、まったく問題外であると考へた。彼らは中央政府を強化することによって、安定した共和政を樹立しようとしたのである。有力な中央政府を樹立し、邦政府の権限のかなりの部分を中央政府に移すことがよい安定した共和政をもたらすことを、フィラデルフィア会議当時、最も理論的に論じていたのはジェイムズ・マディソンであった。

マディソンは強固な共和主義者であり、一度もイギリスの政治体制を讚美したことはなかった。人民に基礎をおき、人民の代表によって構成される共和政を維持しながら、多数者の横暴によって少数者の権利が侵害されるのを防ぎ、公正な政治が行なわれるにはどうすればよいか、人民の公德心に多くを期待できないという現実の中で、よい安定した共和政を維持するにはどうすればよいか、それが、フィラデルフィア会議の前後、彼が考えていた問題であった。彼は「わが連邦の政治制度の弊害」の中でこの問題を考察したが、同じ趣旨の意見をワシントンあての書簡に記し、会議の席上でもそれを論じ、そして「フェデラリスト」論文第一〇篇の中でも同趣旨の議論を展開している。⁽³⁷⁾

マディソンは「わが連邦の政治制度の弊害」の中で、諸邦で不公正な法律が作られる原因は議會および人民自身にあると主張した。議員になろうとする者には野心、個人的利益、公共の善、という三つの動機があるが、不幸なことに、第三の動機よりも他の二つの動機に、とくに個人的利益の動機に動かされる候補者が精力的な運動により当選する可能性が多い。彼はまず人民を代表する議員の中に私利を追求する者が多いことを不公正な立法の原因として挙げたが、しかし彼がより詳しく、くり返し論じたのは、人民自身の行動の動機であった。「すべての文明化した社会は異なる利益群および党派に分かれる」と彼は言い種々の利益群として「債権者あるいは債務者——富者と貧者、商人あるいは製造業者——異なる宗派の所屬者——異なる地方の住民——異なる種類の財産の所有者」などを例にあげた。

共和政においては、いかなる形で形成されたものであれ、多数派が究極的には法律を作る。利益を同じくし、あるいは共通の情熱をもつ者が多数を形成するときには、彼らによる少数者および個人の権利や利益の不当な侵害を抑制するものとしては、次の三つの動機しかない。一つは彼ら自身の利益が社会全般の長期的利益と結びついているという慎重な考慮である。しかし経験からすれば、この考慮はしばしば忘れられる。第二には品性を維持しようという考慮であるが、これも同じ立場をとる者が多ければ抑制力にはならない。第三には宗教であるが、これも個人が共同で行動する時には個人の良心に対する影響力は弱まる。宗教は不正に対する抑制として作用することがあるとしても、その反面、抑圧の動機となることもたしかである。このように、共通の利益をもつ多数者が少数者や個人の利益および権利の侵害を自制することはあまり期待できない。「共和政の理論によれば、正義と権力とはともに多数者の中にあるのであり、この二つは同義語とみなされる。」「政府の実権が存するところは必ず抑圧の危険があるが」「わが国の諸政府のように社会の多数者が実権を有しているところでは、抑圧の危険は主として……政府が人民の多数者の道具になり下るところから生じる」のであった。⁽³⁸⁾

マディソンがこの議論を展開し、問題の解決法を考える際、彼に思考の枠組を与えたのは、ダグラス・アディアが指摘した通り、デイヴィッド・ヒュームの政治論であった。彼はヒュームの論文「完全な共和国の観念」における派閥の議論の影響を受けた。⁽³⁹⁾ ヒュームはこの論文に広い領域をもつ国で共和政を樹立することが難しいことを認めつつ、しかしモンテスキューと異なりそれが不可能とは考えなかった。そして「もし大きな国で共和政が一旦樹立されれば、派閥や党派の対立なしに安定した共和政を維持することができる」と論じた。この見解は連邦強化の必要とともに諸邦の政治が露呈した共和政のディレンマからの抜け道を模索していたマディソンにとって、まさに啓発的なものであった。ヒュームは次のように述べた。大きな国の共和政においては、「最初の選挙に参加する底辺の人民から高い地

位の公職者に至る過程に、民主政治を洗練されたものにするに十分なゆとりがある。同時にその国の各部分は互に離れてるので、陰謀、偏見、情熱などによって公職者たちが公共の利益を害する政策を性急にとることを困難にする⁽⁴⁰⁾」。

小さい国の場合は、利害の数が少なく派閥の数も少ないために、多数者と少数者とに分かれやすく、前者による後者の利益や権利に対する侵害が起りやすい。その結果、しばしば少数者の反撥と抵抗をよび起し、共和政は混乱する。しかし大きな国の場合は、利害の数が多様で、派閥の数も多くなるため、政治における対立は複雑で多角的なものとなる。多数者集団の横暴は起りにくい。また大きな国の場合は、代表と人民の数との比率が小国の場合より小さくなるので、見識ある人物が代表に選ばれ、立法の質も向上するであろう。それゆえ、小さな共和国よりも大きな共和国においてよりよい公正な政治が行われるのであり、アメリカの場合にあてはめれば、邦から中央政府に多くの権限を移すことによって、共和政は改善されるのであり、長期的な存続も可能となるのである。

フィラデルフィア会議において、彼は小邦における共和政が派閥支配と抑圧的政策という弊害をもたらしていることを指摘した後、共和政の下で、結束した多数者による少数者の権利侵害を防ぐ唯一の道は、「その領域を拡げ、それによって社会内部に多様な利害と党派とを作り出すことである。そのようにして、第一に多数者が一時に社会全体の利益あるいは少数者の利益と異なる多数者共通の利益をもつことを困難にし、第二にもしそのような利益をもったとしても、結束してそれを追求することを困難にするのである。この是正策を試みるのがわれわれにとって急務であり、そう考えるならば、われわれが経験したすべての害悪を制御するような規模と形式において、共和政を構成することが急務である」と主張した⁽⁴¹⁾。共和政は小国に適し、大国には不適當であるとする西歐の政治思想の通念は、主としてモンテスキューを通じて、アメリカの知識層に浸透していた。マディソンはヒュームの説から示唆を得て、

邦から中央政府に多くの権限を移すことが共和政の終末を導くものではなく、逆にその長期的存続を可能にするものと主張し、共和政と両立する形で中央政府の権限を強化しようとする試みを正当化する理論を提供したのである。

多様な利害の多角的調整というマディソンの連邦政治の構図はアメリカの政治過程の一面を言い当てたものといえる。しかし一七八六年から八七年にかけて、北東部諸邦と南部諸邦との間にスペインとの条約交渉の問題をめぐって尖鋭な対立が生じていた。彼自身もフィラデルフィア会議において、連邦政治における最大の対立は北東部諸邦と南部諸邦との間に生じるであろうと述べた。マディソンはこのような二元的対立の可能性の認識と多様な利害の多元的調整という彼の構図との矛盾をどのように考えていたのであろうか。また、彼やヴァージニアの彼の盟友たちは南北の利益の対立を経験し、連邦における少数派として南部の立場を経験したにもかかわらず、なぜ連邦強化の運動を積極的に推進したのであろうか。

スペインとの条約交渉の問題とは、主としてミシシッピ河航行権の問題であった。一七八四年以来ミシシッピ河流域を支配下に置きメキシコ湾を自らの海とすることを望むスペインはミシシッピ下流をアメリカ船に対して閉ざしていた。ミシシッピ河流域に関心をもつ南部諸邦は、スペインの使節ディエゴ・デ・ガルドキが八六年に通商条約交渉のため着任した際、ミシシッピ河の自由航行権の確保を条約締結の条件とすることを主張し、連合会議の支持を得た。一方ガルドキはアメリカに通商上の権利を与える代りに、この航行権を否認するよう命ぜられていた。ガルドキは妥協案としてアメリカが航行権を条約の有効期間である二十五年間は放棄することを求めたので、ジェイも航行権を二十五年間放棄するのではなく、ただ実際には行使しないということであれば妥協してもよいと考えるようになった。スペインおよびその植民地との貿易上の権利はニューイングランドや中部諸邦にとって大きな魅力だったからである。ジェイは連合会議に訓令の緩和を求め、会議は七対五でそれに同意した。賛成した七邦はすべて北東部の邦であり、

反対した五邦はすべて南部の邦であった。南部の諸邦は、条約の締結には九邦の同意が必要であるから、訓令の変更にも七邦ではなく九邦の同意が必要だと主張したが、その主張も五対七で否決された。⁽⁴²⁾このような南北の対立について、マディソンはどのように考えていたのであろうか。彼はミシシッピ河航行権をアメリカの当然の権利とみなし、この権利の確保を重視していたから、この問題をめぐる南北の不一致は彼にとって重大事であった。しかし、彼は南部五邦の反対があれば、事実上、条約交渉を進められないことを知っていたから、この問題で南部の利益が侵害されることはないと考えていたのであろう。彼はまた中部諸邦の代表の何人かに働きかけて彼らがミシシッピ河航行権の擁護者となる可能性を期待し、南部の立場が必ずしも少数派に終始するわけではないと考えていたと思われる。それゆえ、少数派としての被害者意識を彼は感じなかったであろう。

スペインとの条約問題に関してマディソンが恐れたことは、多くのヴァージニアの有力者が、ジェイと北東部諸邦との態度に反撥して、連邦強化運動の反対者となることであった。事実バトリック・ヘンリーは、この問題を理由にフィラデルフィア会議について懐疑的になったとい⁽⁴³⁾う。しかしマディソンらは中央政府の強化が対外問題におけるアメリカの立場を強めることになると考えていた。そして西部が発展すれば農業邦の比重は増大し、南部が少数派となることはないと思⁽⁴⁴⁾想したのである。ヴァージニアの政治指導者たちがフィラデルフィア会議の推進者となりえたのは、そのためであった。

三 「統一国家的」な政府と「連邦的」政府

フィラデルフィア会議は、五月十四日に開催の予定であったが、十三邦の過半数七邦の代表団が集まり会議が始まったのは同月の二十五日になってからであった。その日までに九邦から二九名の代表が到着していたが、マサチュー

セッツとジョージアの代表はそれぞれ一人づつで、代表団としての権限をまだ行使できなかった。この会議にはロードアイランドを除く十二邦から代表が参加し、参加者の数は短期間の出席者を含めれば五五名であった。⁽⁴⁴⁾

開会当日はまず議長の出席が行なわれ、ワシントンが異議なく選挙された。ヴァージニアの代表団はワシントンのほか、知事エドマンド・ランドルフ、マディソン、ジョージ・メーソンを含む七名で構成され、彼らの多くは地元ペンシルヴァニアを除く他邦の代表に先がけていち早くフィラデルフィアに到着し、開会を待った。実質的討議が始まった時、連邦体制再編に関するヴァージニア案(ランドルフ案)を一五項目の決議案の形で提出し、会議の論議の基調を設定したのもヴァージニアの代表であった。⁽⁴⁵⁾

このヴァージニア案は、連合規約を共同の防衛、自由の保証、および一般的福祉を実現するため修正拡充するといふ建前をとっていたが、連合体制(コンフェデレーション)の強化ではなく、立法・行政・司法の三部門からなる統一国家的政府(ナショナル・ガヴァメント、以下主として「全国政府」の訳語を用いる)の創設を提唱するものであった。全国議会の立法領域は対外関係のみならず、諸邦が個別的に対処することが適当ではなくすべての事項を含むものとされ、また全国議会は諸邦による越権行為を防ぐために諸邦の法律について審査権をもつことになっていた。全国政府は連合会議のように諸邦の代表によって構成されるのではなく、人民から選ばれた下院が上院を、上下両院が行政部を選出することにし、全国政府の公職者の選出と任命とについて、邦政府の関与を極力限定していた。邦政府の役割は上院議員の候補者リストを提出することだけに限られていた。これは、全国政府が邦政府によって拘束されることを避ける一方、邦政府を拘束しようという狙いを表わすものである。諸邦にはなく人民に基礎を置く全国議会では、各邦一票という連合会議の方式はとられず、議席数は両院とも人口などの基準に比例して各邦に割当られることになっていた。そしてこの改革案の批准も、連合規約の改正手続によらず、諸邦の議会ではなく諸邦で特別に

開催される人民會議によって行なうことを提案していた。ヴァージニア案はマディソンがかねてから、いくつかの私信の中で表明していた改革構想とほぼ同じものである。マディソンは同年四月十六日のワシントン宛書簡で、彼の考えを最も詳しく述べていた。彼は「諸邦の個々の独立性は彼らの統合的主権と全く矛盾するものであり、一方、諸邦を廃止して全体を単一の共和国にまとめるのも非現実的であり実行不可能であるから」「その中間に解決策」として「全国政府に適切な優位を与えるとともに、地方政府による権力行使を、それが従属的に有用であるかぎり排除しない」体制を創ることを提唱した。彼は全国政府が「統一的処理を要する全事項について完全な権限」をもつべきことを提案したいと語り、それ以外の事項については原則として邦政府の権限領域と認めるが、その権限の範囲を判定するのは全国的政府であるとした。彼は全国政府があらゆる邦法について拒否権をもつべきであると述べた。それは邦による全国政府の権限領域の侵犯を防ぐためであるが、それだけではなく、たとえ、邦の固有の権限領域に関わる邦法であっても、それが多数派による少数派の権限侵害であるような場合には、全国政府はそれを無効としなければならぬと彼は考えていたのである。これは全国議會による邦の立法領域への侵入であるが、彼はこれを全国政府が邦内の「相異なる感情や利害の間の対立について公平で冷静な審判」としての役割を果すために行なう「邦の権限領域への最少限の侵入」とみなした。次に彼は司法についても全国政府の優位が適用されねばならぬと主張した。もし司法が邦にのみ結びついている裁判官に委ねられれば、連邦法は邦の立場から解釈し適用されることになる⁽⁴⁶⁾と述べ、全国司法部の必要を説いた。彼はまた連邦法の執行に当る官吏の任命を邦に委ねてはならず全国政府が任命しなければならぬし、また諸邦の民兵についての全般的保護と防衛に責任を負う全国政府に何らかの形で服属するようにすべきであると述べた。彼はこのような全国政府は広汎な権限を有するから、政府内で権力の適切な配分と均衡を行なう必要があるとし、立法部は二院制をとり、代表原理は人口に比例する方式に改められねばならないと論じた。⁽⁴⁶⁾以上の

ような彼の構想はそのままヴァージニア案に採用されているから、ヴァージニア案はほとんど彼の手になるものとしてよいであろう。

ランドルフはヴァージニア案を提出するに当って、その決議案一で連合規約の修正拡充という表現を用いた。連合規約体制と根本的に異なる全国政府体制を提唱しながら、連合規約の修正を唱えることは矛盾である。それをグヴァヌア・モリスに指摘されたので、ランドルフは翌日その決議案一を撤回し、代りに「単に連邦的な（フェデラル）諸邦の結合は連合規約の目的たる共同の防衛、自由の保全、一般の福祉を達成しえない。個別の主権者としての邦の間の協約では十分ではない。優越した権限をもち、立法、行政、司法の三部門からなる全国的な（ナショナル）政府が設立されねばならない」という決議案を提出した。⁽⁴⁷⁾

「連邦的」と「全国的」との相違について、モリスは「連邦的」とは当事者の善意に依存する協約であり、「全国的」とは完全に強制力をもって機能する政府であると定義し、すべての政治社会には唯一の最高権力が存在しなければならぬと論じた。⁽⁴⁸⁾

ランドルフの新しい決議案は、目指すものが連合規約の改定ではなく、連邦的な結合とは異なる全国的な政府の構成であることを明らかにしたから、果してこの会議にそのような変革を審議する権限があるかという疑問が出た。しかし会議は「全国的な」政府を設けるという決議案を採択し、議事はヴァージニア決議案の逐条審議という形で進めた。審議の進展につれてヴァージニア案について、邦の権限をできるかぎり擁護すべきだという立場から、さまざまな批判や異議が出たが、同案に対する最も強硬な反対は、全国議会における発言権の低下を恐れる小邦の代表から提起された。

デラウェアの代表のジョージ・リードは、デラウェアの代表団は邦の平等な代表権が守られる場合にのみ改革に賛

成する権限を与えられていると述べ、同じくデラウエアの代表ガニング・ベッドフォードはもし全国議会に人口比例代表権が採用され、その議会が邦法に対して拒否権を行使するとすれば、小邦の存在は抹殺されてしまうという不安を述べた。大邦の代表が支配する全国議会が強力な権限をもつことは小邦の利益と主体性にとって重大な脅威であり、有力な全国議会を認めるとすれば、そこでは小邦も大邦と対等な権限を保持しなければならないというのが、小邦の立場であった。審議が全国議会の代表権をめぐる討議に入ると、大邦の代表と小邦の代表とは激しく対立した。⁽⁴⁹⁾

この問題はすでに述べたように第一次大陸会議が開かれた時から、大邦と小邦との間で意見が対立してきた問題で、連合規約採択の際にも大陸会議で最も議論された問題であった。いずれの場合も大邦の譲歩によって一応解決されてきたのである。フィラデルフィア会議自体も連合会議におけると同じく各邦が一票を行使する方式で議事が進められた。しかし大邦の代表は連邦体制の改革の中で大邦にとって不利な従来の方式を廃止し、人口あるいは資産に比例する代表権制を導入しようとした。マディソンは開会前には、この変更について、現在人口の多い邦は現状に鑑み、また将来人口増加が予想される諸邦は将来に鑑みて、ともに賛成するから大方の邦の賛成を得られるであろうと樂觀していたが、それは甘い期待であった。⁽⁵⁰⁾

小邦と大邦との対立は原理的には「連邦主義」(フェデラリズム)と「国民主義」(ナショナルリズム)の対立という形をとった。各邦の代表権の対等という主張は平等な邦の連合という原理によって正当化できたとし、一方、邦の実勢に比例して代表権を認めるという主張は国民を代表し国民を統治する政府という原理によって正当化できたからである。「ナショナルリズム」の立場からすれば、新たな全国政府は直接人民を統治するのであるから、どの邦の人民も平等に代表されなければならない。もはや各邦対等という原則に正当性はなく、それは大邦の人民にとって不公平なものであると考えられた。それに対して「フェデラリズム」の立場からすれば、連邦は邦によって構成されるのである

から、連邦における各邦の代表権は平等であることは当然であり、改革によって邦の権限をさらに連邦に移譲するとしても、連邦の構成主体としての邦の対等性は保持されねばならないのであった。「フェデラリズム」の擁護者たちはこの会議のそもそもの目的は「フェデラリズム」の枠内での連邦体制の改革であり、したがって彼らの唱える各邦平等の原則は守られねばならないと主張し、「ナショナルリズム」の原理に立つ改革案を越権行為であると非難することができた。⁽⁵¹⁾

デラウェアの代表の一人であったディキンソンは全国議会が二院制をとるならば下院には人口比例代表権を認めてもよいが、少くとも上院では各邦平等の原則が守られねばならないと主張した。これは小邦の代表として譲歩できる限界であったが、「全国的な」政府の提唱者たちは、矛盾する原理を足して二で割る折衷案とみなし、それに歩みよろうとしなかった。ディキンソンは邦政府の代表をもって上院を構成すれば全国議会の行きすぎを抑制することに役立つと主張したが、マディソンは邦議会に行きすぎた行為があることを認める一方で、そのような邦議会の代表をもって全国議会の同様の行きすぎを抑制できるというのは論理的に矛盾していると反論した。⁽⁵²⁾ 数年後のマディソンであれば、ディキンソンの主張に共感を表明したであろう。しかしこの会議当時のマディソンは邦議会の行動に不信感をもっていたため、邦議会の代表が上院を構成することを好まず、むしろそのような邦議会の関与を排除すべきであると考えていたのである。

主として大邦の代表からなる「ナショナルリズム」の提唱者たちは、ディキンソンの妥協案を全く受けつけず、議事を進め、全体委員会では六月十三日にヴァージニア案を基礎にした一九項目の決議案が報告されるに至った。そこで、主として小邦の代表からなる「フェデラリズム」の擁護者たちは、独自の改革案を用意してそれに対抗しようとした。これが六月十五日に提出されたニュージャージー案（バターソン案）である。⁽⁵³⁾

ニュージャージー案は連合規約の改定という形で連邦体制を強化することを目指すものであり、連合会議に課税権、通商規制権を与えて一院制の立法部として、別に連邦行政部、連邦司法部を設けて、連邦政府の体制を整え、連邦法の邦法に対する優位を明記し、連邦法に違反した邦に対する強制力の発動を定めるなど、連合規約の改定としては、きわめて大幅な改革案であった。

この案では立法部は一院制であるが、ウィリアム・パターソンは連邦立法部は邦議會を通じて間接的に選ばれるのであるから、見識ある議員が選ばれることは間違いなく、二院制をとる必要はないと説明した。パターソンはこの提案の説明の中で、自分の案がヴァージニア案に比べ、フィラデルフィア會議に与えられた権限に合致しており、また人民の意向にそっていると述べて、われわれは与えられた権限の範囲で行動しなければならぬし、人民の希望も連合規約体制の廃止ではなく、連合會議の強化であると主張した。彼は、連合規約は平等な主権邦間の契約であるから、その改定には全邦の同意が必要であり、その同意なしには邦の平等を廃止することはできないと論じた。⁽³⁴⁾

パターソン自身もニュージャージー邦も連邦の強化に消極的だったわけではない。ニュージャージーはこの會議に知事、最高裁首席判事をはじめ五人の有力者を代表として派遣した。それはこの會議に期待するところが大きかったことを物語る。ニュージャージー指導層はかねてから、連邦体制の強化を望んでいた。ただ一つの条件は各邦平等の原則の存続であった。ニュージャージー案は、他の邦の「フェデラリズム」の擁護者も参加してまとめられたが、それがニュージャージー指導層の狙いの集約的表現であることは確かであった。パターソンは邦の平等を主張するために主権邦の連合という連邦論を展開したが、連邦の強化には積極的に賛成であった。彼は上院における各邦平等が確保されてからは、他のニュージャージーの代表とともに、この憲法案の積極的な支持者となった。新憲法に基く合衆国政府発足の後、パターソンはニュージャージー知事としてハミルトンのニュージャージーにおける政治的同盟者と

なった。ハミルトンが推進して結局は失敗に終わった有用製造業振興会（S U M）の工場都市は彼の名をとってバターソンと名付けられたのである。⁽⁵⁵⁾

ニュージャージー案を支持したニューヨークのジョン・ランシングはバターソンよりも徹底した「フェデラリズム」の擁護者であった。ジョージ・クリントン、ニューヨーク知事はニューヨークに強固な政治勢力を築いていたから、自らの王国が中央権力によって侵蝕されることを好まなかった。それゆえ彼は中央集権的な傾向に対する監視者として信用できる人物をニューヨークの代表にしようと画策した。ランシングとロバート・イエイツとは邦権の擁護者として信用できる人物であった。⁽⁵⁶⁾彼の「フェデラリズム」はニューヨークのもう一人の代表ハミルトンの極端な「ナシヨナリズム」と著しい対照をなしていた。ランシングはニュージャージー案が否決され、対立の焦点が上院における代表権の問題に移ってからも、連邦立法部を二院制にすることに反対し続け、各邦の代表からなる一院制立法部の妥当性をくり返し主張した。そして彼の「フェデラリズム」が容れられないことが明白になると、イエイツとともに会議を去った。ハミルトンは一人ではニューヨークの代表権を行使することはできなかった。彼自身はランシングとは正反対の立場から、この会議では、彼が望むような政治体制を創り得ないと予想しており、会議に常時出席したわけではなかった。⁽⁵⁷⁾

メリーランドの代表ルーサー・マーティンもランシングやイエイツと同じく強固な「フェデラリズム」の信奉者であった。彼はこの会議では終始「ナシヨナリズム」に対する反対を表明し続け、メリーランドにおける憲法案批准をめぐる論議においては、「反フェデラリスト派」のリーダーとして活躍した。⁽⁵⁸⁾

さてフィラデルフィア会議では、ニュージャージー案が六月十五日に否決された後、「ナシヨナリズム」の提唱者が上院における代表権について譲歩したとすれば、ニュージャージー、デラウェアのような小邦を代表する「フェデ

「ラリズム」の擁護者との間で直ちに妥協が成立したであろう。コネティカットのロージャー・シャーマンは連邦立法部がとくに二院制である必要はないと思うが、大邦と小邦との妥協のためには二院制とし、一方を人口比例、一方を各邦平等とすることがよからうと述べた。⁽⁵⁹⁾ さきにディキンソンの妥協提案を拒否した「ナシヨナリズム」の提唱者たちはこの同様の妥協案にも反対し続けた。マディソンやウィルソンとしては、そのような妥協は原則に反する妥協であった。人民を代表し人民を直接統治する政府を設立するからには、各邦の人民は平等な代表権をもたねばならない。したがって彼らにとっては、大邦に多くの議席を割当てるのは当然であった。⁽⁶⁰⁾ ノースカロライナのウィリアム・サミュエル・ジョンソンは代表原理の問題について下院は人民を代表し上院は邦を代表すると考えてはどうかと提案し、邦も人民と同じく新たな政府の構成単位として認められれば満足であると述べた。⁽⁶¹⁾ このジョンソンの提案が結局新憲法における二院制の代表原理として採用されることになる。ただし、それは、この問題の調整がつかないまま、会議が暗礁に乗り上げて一カ月を経過した後のことであつた。「フエデラリズム」の擁護者の一人マーティンは上院での各邦平等の代表権が認められなければ、連邦を解体した方がましだとさえ言明した。「ナシヨナリズム」の提唱者たちが譲歩しなければ、たとえこの会議で憲法案がまとまったとしても、小邦の批准を得ることはできず、憲法の発効はきわめて困難になつたであろう。それを考えるならば、妥協を渋つたマディソンやウィルソンの態度は非現実的であつたと言える。

上院では各邦平等の代表権が認められたことで、憲法の弁護者たちは、この憲法に基く政府は「ナシヨナル」な面とともに「フエデラル」な面を有すると主張することができた。ヴァージニア案にあつた「全国政府」(「ナシヨナル・ガヴァメント」という言葉は、ニュー・ジャージー案可決の後、全体委員会でもとめられた決議案の審議の際、エルズウォースの動議により「連邦政府」(「ガヴァメント・オブ・ザ・ユニテッド・ステイツ」という無難な表現に置

きかえられた。彼は独立宣言、連合規約以来用いられてきた「ユナイテッド・ステイツ」という名称を受けついでたんに「ユナイテッド・ステイツ」の政府と称することで、体制の連続性の外見をもたせようとしたのである。⁽⁶³⁾ 邦権の擁護に関心ある人々にとっては挑発的な「ナショナル」という言葉はそれ以後、憲法案から姿を消すことになった。

代表権をめぐる大邦対小邦の対立が妥協によってようやく解決すると、奴隷を人口に計算するか否かをめぐって南部諸邦と北部諸邦の対立が生じた。人口は下院の議席配分の基準とされたからである。土地の評価額をもって人口に代えようとする試みもなされたが、結局、人口が採用された。そして直接税の割当も人口を基準として行われることになった。不自由人すなわち奴隷は五分の三人として計算されることで南北の対立は調整された。これはとくに根拠のない政治的妥協であるが、この五分の三という数字は、かつて一七八〇年に連合会議で課税案が議論された時登場したものであった。⁽⁶⁴⁾

代表権の問題が妥協によって解決してから、会議の議事は順調に進んだ。細目委員会が本会議での了解の大筋にしたがって憲法草案をまとめ、さらに未解決問題委員会で残された問題をつめ、さらに文体委員会がそれを手直した。その憲法案が若干の修正の後、本会議で最終的に採択されたのは九月十五日である。⁽⁶⁵⁾

連邦立法部の権限を憲法に具体的に列挙すべきか、それとも抽象的な表現に留めるべきかについてはかなりの議論があった。ヴァージニア案に基く決議では、「連合規約における連合会議の権限の外、個々の邦に立法能力がないすべての事柄に関して、また個々の邦の立法権行使により連邦の調和が乱されるおそれあるすべての事柄に関して立法権を有する」と抽象的な表現が用いられた。しかし細目委員会で作成された憲法案は、そのような表現をやめて権限を具体的に列挙し、この方式が最終案でも踏襲された。⁽⁶⁶⁾ 列挙方式では、連邦議会に必要な権限のすべてを網羅できないという懸念がある一方、また抽象的表現では連邦権限と邦権限との境界が曖昧になりすぎ、邦個有の権限の維

持を望む多くの人々に不安を与えることが心配されたからである。ただし、列挙方式がとられたとしても、抽象的な表現も含まれることになった。たとえば二条八節一項は議會が「共同の防衛および一般の福祉の目的のために」課税できることを定めたし、同一八項は「上記の〔列挙された〕権限、およびこの憲法により合衆国政府……に対して与えられた他の一切の権限を執行するために、必要にして適當なすべての法律」を制定する権利を議會に与えた。これは連邦権限の無限の拡大を許す抽象的表現として「反フェデラリスト」たちの批判的となるのである。

当初ヴァージニア案にあった、議會にすべての邦法に対する拒否権をもたせるといふ構想は結局採用されなかった。この構想の是非は七月と八月に二回にわたって討議された。マディソンは統一保持のために議會が邦法拒否権をもつ必要を力説したが、シャーマンは必要ないという見解をとり、マーティンは不当な権限であると主張し、「ナショナルリズム」の熱心な代弁者であるグヴァヌア・モリスも不必要であり不適切であると論じた。彼は邦法の審査は司法部の仕事であり、それで不十分な場合は特別立法で無効とすればよいと述べた。⁽⁶⁷⁾

最終的にまとめられた憲法案は、人民に直接統治権を及ぼし、連邦法優位の原則によって、諸邦政府の上に立つ連邦政府の創設をめざすものであった。その意味ではヴァージニア案に表明されたマディソンの構想が基本的に実現したといつてよいであろう。しかし最終的な憲法案の政府はヴァージニア案の政府構想とはかなり違っている。ヴァージニア案では全国政府を邦政府の影響から切り離そうという意図があったが、憲法案が具体化されていく過程で、邦は連邦政府を構成する上で重要な役割を与えられた。上院が邦の代表をもつて構成されることになったばかりでなく、大統領選挙人の選出方法は邦の自由な決定に委ねられたし、また下院議員の選挙権についてはそれぞれの邦議會の第一院の選挙権と同一の資格が準用されることになった。

連邦議會が邦法について拒否権をもつという露骨な連邦優位の制度は採用されなかった。このような変更によって、

憲法案はより多くの人々に受け入れられやすくなった。マディソンの本来の構想は、たとえそのまま憲法案に採り入れられたとしても、諸邦の批准を得られるものではなかった。つまり彼の構想は批准手続を考慮に入れるならば、非現実的であった。そしてこの会議における妥協を洩る彼の態度も非現実的のものであった。彼が憲法をめぐるコンセンサスの形成に適切な配慮を払うようになるのは、むしろこの会議を経験してからであった。彼が「合衆国憲法の父」という名に値するとすれば、それは彼のこの会議における活躍によるよりも、むしろ権利章典を起草して修正条項にまとめ、それを憲法に附加することで「反フェデラリスト」派を合衆国憲法体制の中にとりこもうとした貢献によってである。

四 均衡のとれた政府

「ナショナル」な政府を提唱したヴァージニア案は、立法、行政、司法三部門からなる政府の構想を示した。一方、「フェデラル」な政府の維持を主張したニュージャージー案も、連合会議の権限の拡大とともに、別個に連邦行政部と連邦司法部とを設けることを提案した。したがってフィラデルフィア会議では権力分立原則を中央政府機構に導入することについては、意見の一致があったといつてよい。

ヴァージニア案では立法部を二院制とし、下院を人民の直接選挙で選ぶが、上院は下院議員より選出される賢人の府とし、上院が民主的な下院の性急な行動を抑制することを期待していた。

ニュージャージー案では連邦立法部は連合会議をそのまま継承するのであるから、一院制であったが、提案者パターソンは、民主主義の行きすぎを抑制するために二院制が必要であるという意見に対して、連合会議は諸邦議会で選出される代表から構成されるものであるから、おのずから賢者の府であって、ヴァージニア案の二院制議会より、冷

静な審議に適していると主張した。⁽⁶⁸⁾ パターソンもまた民主主義の行きすぎの抑制の必要を認めていたのである。パターソン案にしたがえば、人民が直接連合会議への代表を選挙している邦を除けば、人民は連邦立法部の選挙には直接関与しないのである。その点では、二院制をとり、下院を人民からの直接選挙とするヴァージニア案の方が民主的であったといえる。

人民が下院議員を直接選挙するという形で連邦政治に関与することを好まない意見はいくつか表明された。五月三十一日シャーマンは人民は連邦政府に関しては直接的にはできるだけ少ししか関与しない方がよいと述べた。彼らが情報に乏しく、つねに惑わされやすいと彼は感じていたからである。ゲリーも邦議会の例に鑑みて、人民による直接選挙に危惧の念を示し、人民は何人かの連邦下院議員候補者を選出するだけにし、それら候補者から邦議会が選挙するようにすべきだと主張した。ただし彼は選挙の過程から人民を全く排除して、邦議会で下院議員を選挙することに反対であった。六月六日にチャールズ・C・ピンクネーが下院議員を人民の選挙によらず邦議会で選挙するという動議を提出し、ラトレッジがそれを支持した時には、ゲリーは自分は民主主義の行きすぎを抑えるために、反対の極端に走る危険を避けたいと述べ、前記の彼の折衷案をくり返し主張した。⁽⁶⁹⁾

しかし会議の大勢は下院を人民による直接選挙とすることを是とした。立法部の少くとも一院を人民から直接選挙することは、自由な政府の明白な原則であるというマディソンの意見は、この会議で大多数の賛成を得られたであろう。ウィルソンは「連邦政府のピラミッドを相当高いものにするためには、その基礎はできるだけ広くしなければならぬ」と考えていた。つまり「正統な権力の源泉」である人民を基礎とすることによってのみ、有力な連邦政府を構築することができるのであった。⁽⁷⁰⁾

下院を人民から直接に選挙するとしても、有権者の資格をどのように決めべきか、という問題が残る。この問題

は細目委員会に憲法案の条文化が委託されるまで議論されなかつたように思われる。細目委員会は諸邦における資格要件が多様である現状に鑑み連邦下院の選挙権は各邦において人数の多い方の議院の選挙権をもつ者に与えられることに決めた。このような規定の仕方には異論もあつた。グヴァヌア・モリスは細目委員会の案が討議された時、「財産なき者に選挙権を与えれば、それを金持に売らるう」と述べ、その結果、下院は金権貴族政治の府となると警告した。今はその必要はないが、将来に備えて今のうちに選挙権をフリーホルダーに限定しておく方がよいというのが彼の意見であつた。⁽⁷¹⁾当時フィラデルフィアに居住し、この会議にはペンシルヴァニアの代表として参加していたグヴァヌア・モリスは、元来ニューヨークの名門の出身で、ニューヨークの大地主階級に属していた。アメリカ社会における最も貴族的な部分に属するモリスが下院の貴族政治化に憂慮を表明したのは興味深い。彼は自らを本来の貴族として意識する一方、自立性なき無産者の票に依存する「金権貴族」を堅実な市民の代表と認めなかつたのかもしれない。ヴァージニアのプランターであるメーソンはフリーホルダーでなくとも社会と共通の利益を有する者には選挙権を与えるべきであると述べ、財産所有者はもちろんだが、財産はとくになくとも社会と共通の利益を有する者にはいくべき子孫を何人も持っているような父親も社会と共通の利益の所有者であると主張し、選挙権についてのモリスの提案に反対した。⁽⁷²⁾一方同じプランターであるマディソンは、選挙権をフリーホルダーに限ることに共感を示しつつ、しかしフリーホルダー以外の市民にも選挙権を与えている邦がいくつもあるから、そういう邦で連邦下院選挙権のこうした制限がどう受けとられるか問題だと述べ、各邦の選挙権規定を準用する案を支持した。彼もまたモリスと同じように、将来について不安を抱いていた。遠い将来、過半数の市民が土地はおろか、何の財産ももたないようになるであろう。その時、無産者が結束すれば財産権も公的自由も危険に陥るし、またそのような事態よりも、彼らが富裕者や野心家に掌握され、その政治的道具となる可能性が大きいと述べた。⁽⁷³⁾マディソンはジェファソンと同じく、土

地を生活の基礎としない都市人民の政治的自立性について偏見を抱いていた。⁽⁷⁴⁾ 都会人であり、職人から立身したフランクリンが庶民の徳性や公共的精神を低くみるべきではないと述べたのは、その経歴からして当然であった。⁽⁷⁵⁾ 結局、選挙権についての規定は細目委員会の原案通りとなった。マディソンが述べたように、この憲法が諸邦の人民の支持により批准されねばならないとすれば、各邦の選挙権の規定をそのまま準用することが最も賢明であると思われるのである。細目委員会は、被選挙権についても検討し、年齢や居住年限の規定について合意したが、財産要件については意見がまとまらず、その規定は連邦議会自身に委せるという案を採用した。チャールズ・ピンクネーはこの案に反対し、憲法で明確な資格要件を決めておくべきだと主張した。彼は議員、大統領、裁判官は自立的生活を営み、社会的に尊敬されるに足る財産を所有すべきであり、自分としては、大統領は十萬ドル、裁判官はその半分、議員も裁判官と同程度の財産所有者であることが最低の要件だと思ふと述べた。彼はあまりに貴族的なものにすることに反対だと述べたが、彼の提案自体きわめて高い財産資格を設けるものであった。彼の提案は同じサウスカロライナのラトレッジによって支持された。⁽⁷⁶⁾ サウスカロライナは邦の公職について最も高い財産資格を定めている邦であったから、サウスカロライナの代表から、このような提案が出たことは自然であった。⁽⁷⁷⁾

しかしさうした提案は、他の代表の支持を得られなかった。エルズウォースは地域によって事情が異なるし、現在と将来ではまた事情が異ってくるから、統一的で固定した被選挙権の財産要件を決めるのは不適當であると主張し、やはり連邦議会にまかせる方がよいと述べた。⁽⁷⁸⁾ フランクリンは一般庶民の精神を卑しめるようなことにはすべて反対であると述べ、財産資格を決めることに反対した。⁽⁷⁹⁾ 一方マディソンやウィルソンは、議員の被選挙権の財産要件は元來憲法で定められるべきもので、それを連邦議会の決定に委ねるのは適當ではないと主張した。⁽⁸⁰⁾ 細目委員会の案は否決され、それに代るべき代案は何も提案されなかったので、結局、憲法では連邦公職の被選挙権の財産要件は何も規

定しないことになったのである。

ヴァージニア案では、上院は邦議会によって指名された候補者の中から連邦下院が選出することになっていた。ランドルフが説明したように、この上院は民主的な下院の行きすぎを抑制する役割を期待されていた。この案に対してウィルソンは上院議員もまた人民の直接選挙によって選ばれるべきであると主張した。⁽⁸¹⁾このようなウィルソンの主張は彼やその他のペンシルヴァニア・リパブリカン派が一院制の現行邦憲法に反対し選挙権、被選挙権に区別のない民主的な二院制の採用を提唱していたことを考慮すれば、当然であった。⁽⁸²⁾その他上院については、前節で述べたように、邦の代表権の問題をめぐる深刻な対立が生じたが、その問題が解決する前に、上院議員の任期については合意が成立した。任期については九年、六年、四年等の案があったが、任期を下院より長くし、部分的交代制を導入することについては一般的な一致があった。変転する民意より比較的独立した立場に立って審議し、立法に見識と安定とをもたらすことが上院の存在意義とみなされたからである。ゴードラムが任期六年、二年毎に三分の一ずつ交代という最終的に採用される案を出したが、これに対してジェネラル・ピンクネーは任期四年、二年毎半数交代が適当であるとし、リードは任期九年、三年毎に三分の一ずつ交代を提案した。⁽⁸³⁾

マディソンは任期九年案を強く支持し、次のような議論を展開した。アメリカは今日においても同質的な人々から成立ってはいない。長年にわたって通用する政治体制を作ろうとするに当って、われわれは時代の変遷とともに生ずる変化を考慮しなければならない。人口の増加とともに、貧困の中で労働し、人生の恵みがより公平に分配されることを切望する人々の比率が増大する。参政権が平等であれば、権力は、こうした人々の手に陥るかもしれない。わが国では土地均分はまだ試みられていない。しかし、そのような平等主義的精神の徴候は処によってすでに現われており、将来の危険を予告している。共和政の原理に基いて、このような危険に対処するにはどうすればよいか、利害を

同じくする多数派連合が少数者を抑圧する危険をどのようにして防げるか、政府の中にその「知恵と徳性」とによって十分尊敬される機関を設立することは、このような危険の防止に役立つ。上院の目的はそのようなものであるから、上院議員の任期は相当長いものでなければならぬ。九年の任期が適当であり弊害があるとは思わない。ただし再選は禁止されるべきであり、上院議員は相当の年齢に達した人々が就任するようにし、九年の任期を了えた後、政界を引退しても不都合のないようにすべきである。マディソンはこのように述べた。⁽⁸⁴⁾ 広域共和政により利害の多様化をはかり、一つの利害をもつ多数派の出現を防止するというのが彼の構想であったが、彼はこのような広域共和国においても、将来、人口の増加につれて無産者が国民の多数を占め、一つの多数派を形成する可能性を予想し、社会的敬意を集めることのできる上院に、多数派抑制の機能を託そうとしたのである。当時、財産をもたない者は大多数の邦で参政権を認められていなかったが、この彼の議論は、財産をもたない者に長く参政権を与えないでおくことはできないと彼が考えていたことを示している。

ハミルトンは、この会議が共和政の将来を運命づける決定をするのだというマディソンの意見に同意を表明し、自分は共和政を好む者ではないが、しかし共和政を維持しようとする人々のために、政府の格調をできるかぎり高くすることを訴えたいと述べた。彼は自由が存在するかぎり財産の不平等は存在するから、議会の下院を市民の比較的貧しい階級の擁護者とするのであれば、上院をより富裕な階級の擁護者とすべきであると論じた。彼の議論は上院議員の任期を四年か六年にすべきだという主張に対してマディソンの九年説を支持するためになされたものである。彼はこの時には終身制を主張しなかつた。⁽⁸⁵⁾

マディソンやハミルトンの議論は、アメリカ社会がすでに財産が不平等に配分された社会であり、また今後その傾向が強まるであろうという前提に立って、社会の中の貧しい部分の権力を抑制するために上院の存在意義があるとい

うものであった。一方、アメリカ社会の傾向について、そのようにみることに反対する意見もあった。ゲリーはアメリカにはイギリスと異なり広大な未開拓未配分の土地があり、土地所有者が今後も長い間殖えていくから、無産者による財産権の侵害が起こることはない」と述べた。彼はアメリカ社会がヨーロッパに似たものになっていくという考え方はとらなかつた。彼は民主政治の愚かさを認めていたから、上院議員については、あまりにしばしば選挙を行なうことは好ましくないと考えたが、任期四、五年が適当で、それより任期を長くすれば、人民の賛成を得られないであろうと述べた。⁽⁸⁶⁾ ウィルソンは上院議員の直接選挙論者であったが、任期については九年がよいとした。上院は対外問題を多く扱うであろうから、外国から敬意をかちえることが必要で、そのためには安定と能力とをもてるよう、任期を九年、三分の一ずつ交代とするのが最善であると主張した。⁽⁸⁷⁾

数日後、再び上院問題が議論された時、グヴァヌア・モリスが第二院の目的は第一院の軽率、変りやすさ、行きすぎなどを抑制するのが目的であると述べ、第二院が第一院の抑制者となるためには、その議員が能力と徳性だけでなく、第一院を抑制するための利害、大きな個人財産をもち、また貴族的精神をもたねばならず、また独立的でなければならぬと論じた。そして彼は第二院は独立性保持のため、任期は終身であるべきだと述べた。⁽⁸⁸⁾ マディソンが記録した彼の議論は必ずしも首尾一貫していない。モリスは始めは第一院の欠点を是正することが第二院の目的であると述べているが、しかし後には富裕者を貧者から分離し、第二院に代表させることによってその権力を限定する必要があると力説している。二院制は第一院を貧者の擁護者とし、富裕者を第二院に代表させることで富裕者の権力を限定できるといっているのである。⁽⁸⁹⁾

二院制についてのモリスの見解のうち、富裕者の権力の抑制の必要に関する議論は、当時刊行され始めていたジョン・アダムズの大著『アメリカ連邦の諸憲法の弁護』の第一巻においても展開されていた。元来アダムズは二院制論

者——彼自身は拒否権をもつ行政首長を含めて、三院制と考えていた——であったが、一七七六年には行政首長と第一院との対立を緩和し、均衡を保つためのものとして第二院の必要を説いていた。⁽⁹⁰⁾しかし、この第一巻および第二巻では、いかなる社会も貴族的部分と庶民的部分から構成されることを強調し、前者の権力が過大にならないよう、貴族的部分と庶民的部分とを上下両院に分けて代表させ、行政首長の権限を強化することにより、均衡を保つ必要を説いた。「社会がこの一団の人々（貴族的部分）から彼らが提供できるすべての寄与を引き出しつつ、同時に彼らが公的自由を滅殺あるいは侵害することを防ぐための方策はただ一つしかない。すなわちそれは、彼らのすべてを、あるいはすくなくとも彼らの中の最も目立つ部分を立法部の一院に集め、その院には行政上の権限を一切与えないこと、行政首長を彼らの上に立て、彼に全行政権を与え、彼らが行政的地位に任命されるには彼に頼らざるをえないようにし、彼に立法の拒否権を与えること……そして彼らによる立法部支配を防ぐ防壁として、人民を公正、完全かつ適切に代表する庶民院を設けることである」とアダムズは、述べた。⁽⁹¹⁾しかし彼は第三巻および一七九〇年刊行の『ダヴィラ論』では、社会の民主的部分の放縱と墮落の脅威を強調し、アメリカにもやがて共和政維持が困難となり、世襲制の行政首長と世襲制の上院とをもつようになる日が来ることを予想するのである。⁽⁹²⁾

他の社会と同じように、アメリカ社会も貴族的部分と民主的部分とに分かれるのであり、二院制はそれに照応すべきものであるという議論は、フィラデルフィア会議においても、多くの支持者を得たであろう。アダムズの議論がゴードン・ウッドのいうように「見当違い」のものであるとしても、そうなるのは、憲法案の擁護者「フェデラリスト」たちがその批判者「反フェデラリスト」たちと論争しなければならなくなってからのことである。⁽⁹³⁾

革命期に作られた邦憲法の多くは政府の中の当時の革命的気分を反映し、政府の中の君主的部分とみなされた行政首長の権限を弱めた。しかし、やがて、立法部とくに下院の権力の優越に対する批判が起こり、例外的に行政首長を

有力な公職としてゐるニューヨークやマサチューセッツの憲法を評価する声が高まった。⁽⁹⁴⁾ そのような声は「民主主義の行きすぎ」を恐れた連邦体制の変革を目指す人々の間で、とくに有力であった。それゆえフィラデルフィア会議において、行政権を一人の行政首長すなわち大統領に与え、大統領を議会によつてではなく、別に人民から選ばれるものとし、任期も四年で再選可能にして、法を執行する権利の他、法案の拒否権、公職任命権、条約締結権、軍隊指揮権をもつことになつたのは、当然の成りゆきであつたともいえる。しかし、このような行政首長の性格の輪郭が明らかになつてくるのは、会議の遅い時期になつてであつて、この会議における指導的論客の間で、行政部についての構想が初めから明らかだつたわけではない。それは行政部にもある程度、立法部と対抗できる権力を与える必要が認められたとしても、行政部を強くすることが君主政につながるという不安がかなり強かつたためであつた。『アメリカ連邦の諸憲法の弁護』を書いたアダムズは諸邦や連邦の首長を君主になぞらえて論じ有力な首長の必要を説くのを憚らなかつたが、⁽⁹⁵⁾ 行政首長が君主になつては困るという心持ちが、フィラデルフィア会議には存在した。この会議で有力な大統領職が創られるまで、曲折があるのはそのためである。

ヴァージニア案の起草者マディソンも連邦行政部をどのように構成するかについて確たる考えをもつていなかつた。彼はこの年の四月十六日のワシントン宛書簡で「〔行政部〕をどのように構成すべきか、またそれにどのような権限を与えるべきか、いずれの問題についても、まだ私自身の意見はほとんど固まっていなかつた」と語つた。⁽⁹⁶⁾ 彼は邦の行政部のあり方については、ヴァージニアのそれは弱体にすぎ、立法部に対する抑制力がないとして、かねてから批判的であり、ニューヨークの行政部のあり方——有力な知事と法案審査権をもつ審査会——が最善であると考へていた。しかし彼はそれをそのまま連邦行政部に採用しようとしたわけではなく、種々の迷いがあつた。ヴァージニア案の連邦行政部つまり全国行政部についての項目は漠然としたところがあつた。決議七では全国行政部を立法部により選出

すること、任期年限を定め再選を不可とすることなどを述べ、決議八では行政部と適當数の司法部のメンバーをもつて審査院を設け、立法部で可決された法案についての拒否権を与えることなどを述べられていた。しかし、行政部が一人の首長をもつのか、行政委員会的なものになるのかは明確ではなく、その権限についても明確な規定はなかった。大統領制の起源についての古い研究の著者チャールズ・サッチは、マディソンは連合規約に定められた全邦委員会を念頭に置いて行政部を考えていたのではないかと述べている。⁽⁹⁷⁾ そうであるとすれば、行政部を立法部によって選出するという考えも自然であった。

六月一日、決議案七が審議された時、ウィルソンは行政部を一人の首長によって構成することを明白にする修正動議を出した。マディソンの記録によれば、ピンクネーがそれを支持した後、満場しばらく沈黙が続いたという。これはおそらく、この動議が大胆な提案と感じられたからであろう。ややあつて採決すべきか否かを問うた時、フランクリン——彼は行政委員会制の支持者であつた——は、これは重要問題であるから採決の前に諸賢の考えを聞きたいと発言し、討議が始まつた。ラトレッジは一人首長制を是とし、一人の首長は最も強く責任を感じ、最もよい行政を行なうであろうと述べた。提案者のウィルソンも一人の首長は行政に活力と敏速さと責任をもたらず点で最善であると論じ、ただし、行政首長にイギリス国王の大権のような広汎な権限を与えることには反対であると付け加えた。

一方には、シャーマンのように、一七七六年当時の考え方をうけつぎ、立法部が社会の最高意志の具現者であり、行政部は立法部の意志を忠実に執行するだけの機関であるから、行政の責任者の数は立法部の決定に委せればよいという意見もあった。彼は行政部を立法部に従属させるべきだという考え方をとつた。ヴァージニア案の提案者ランドルフは、一人首長制は君主政の始まりであると言ひ、アメリカ人の気質からしてイギリスの政治制度を模範とすべき理由はないと述べ、例えば三人首長制をとつたとしても行政部の活力や敏速さや責任感が弱まるとは思われないし、行

政部の独立性を保つためには、むしろ複数制がまさっていると思うと論じた。マディソンはこの問題については意見を保留し、その前に権限の問題を議論すべきだと述べた。ヴァージニア案はランドルフの発言からみて、またマディソンの態度からみて、行政責任者を複数とする案であったといえる。⁽²⁸⁾

行政部の選出方法に議論が及んだ時、ウィルソンは彼の考えていた行政部の性格を一層明らかにする発言を行なった。彼は空想的と思われるかもしれないがと前置きして、原理的には行政首長を人民により選挙するのがよいと思うと述べ、ニューヨークやマサチューセッツでは人民一般による選挙というやり方をとってうまく行っていることを指摘した。翌日彼は諸邦にいくつかの選挙区を設け、一般有権者が選挙人を選び、選挙人が連邦行政首長を選挙するという人民からの間接選挙方式を提案した。人民による間接選挙は、立法部による選挙よりも行政首長に対する人民の信頼を増すことになる⁽²⁹⁾と彼は主張した。彼はこの考えをくり返し提唱し、結局は議会ではなく大統領選挙人により大統領を選ぶという方式を憲法案に盛りこむことに成功するが、この案は当初は賛成が少く否決されたのである。因みに、この会議では一事不再議の原則は用いられず、一旦決めたことであっても、随時再検討できることになっていた。

ウィルソンは行政首長に法案の絶対的拒否権を与えることを希望したが、この案は拒否権の乱用を恐れるフランクリン、一人の首長が人民の代表の意志を阻むことを不合理とみなし疑似君主政の出現を恐れるメーソン、シャーマンらの猛反対を受け、否決された。ただし、両院が三分の二以上の多数で再可決した法案以外には拒否権をもつという案にはとくに異議はなく、可決された。決議案八の審査院の構想は放棄された。行政権は一人の首長に委ねること、多くの邦にある行政評議会は設けないこと、行政首長の任期は七年とすることが決まり、それらがランドルフ決議案に基く六月十三日の全体委員会総括決議の中にまとめられた。しかし、その後、いわゆるニュージャージー案が提出され、立法部の構成をめぐって議事が長く停滞したため、行政部についてのそれ以上の議論は憲法案の原案作成が細

目委員会に委ねられるまで行なわれなかった。この委員会でもとめた憲法案で初めて「大統領」という名称が登場した。⁽¹⁰⁾この憲法案は大統領の権限をそれまで討議された以上に詳しく規定した。国の状況について時どき議会に情報を与え、議会が立法を考慮すべき施策について勧告し、臨時に議会を召集するなど議会に対する能動的行動の権限が書き込まれ、法の忠実な執行のほか、憲法にとくに定められていないすべての公職者の任命、外国大使の接受、諸邦知事との通信、恩赦を行い、連邦陸海軍および諸邦の民兵の最高司令官となることが規定された。しかしこの憲法案では、条約を締結する権限、対外使節を任命する権限、裁判官を任命する権限はまだ上院に与えられていた。⁽¹⁰⁾

この憲法案の審議の途中で、上院とともに大統領がそれらの権限を行使すべきであるという議論が有力になり、結局、大統領が上院の助言と同意を得てこれらの権限を行使することになった。南部諸邦の利益を無視した条約が締結される可能性についての不安を除くため、条約の批准は上院の三分の二の同意を必要とすると定められた。⁽¹⁰⁾

大統領の選出方法も再検討されることになり、結局、諸邦で選ばれた大統領選挙人によって大統領が選出されることに決まった。大統領選挙人の選び方は諸邦に委ねられ、ウィルソンが望んだように人民により選ばれるとは規定されなかった。大統領の任期も再検討され、任期を四年とし、その代り再選を妨げないことになった。⁽¹⁰⁾

アメリカにおける権力の分立の原則は、今日では、大統領が議会とは別個に選出されるという原則を含むものとい一般的に考えられている。しかしフィラデルフィア会議当時はまだそのような通念は存在しなかった。諸邦の行政首長もまだ大部分、議会によって選ばれていた。この会議でも三権分立の原則が必然的に、行政首長の議会による選挙を排除するとは考えられなかった。憲法案の発表後、さまざまな抑制均衡の機構がこの憲法の基本的特徴とされるようになったが、この会議の当初から、一人の行政首長を設け議会と均衡をとりうる有力な公職とする考えがはっきりしていたわけではない。さまざまな曲折を経て、大統領は議会とは関わりなく選挙されるものとする憲法案がまとまり、

これが連邦憲法となったことで、それ以降、諸邦の行政首長の選挙方法にも影響を及ぼし、アメリカの権力分立原理の一部分となるのである。

政府の三部門のうち司法部については、フィラデルフィア会議では詳しい議論はなされなかった。司法の独立性の確保は当然とみなされ、その地位の終身制が保障された。アメリカ政治制度の特色の一つとなる司法部による違憲立法審査権の行使は憲法案には書きこまれていないし、それについて詳しい討議や採決が行なわれたこともなかった。しかし討議の中でその権限に言及されたことがないわけではない。たとえば行政首長に法案拒否権を与える代りに法案審査院を設けて、それに裁判官を加えることが議論された時、ゲリーは裁判所は法律の合憲性の判断を含む法解釈によって、法律の行きすぎを抑制することができるから、司法部のメンバーを法案の適否を判断する審査院のメンバーにすべきではないという意見を述べた。またルーサー・マーティンも、法律の立憲性は裁判官の判断にゆだねられるから、「その役割において彼らは法律に対する拒否権を有しているのだ」と論じた。ウィルソン、エルズウオース、ハミルトン、マディソン、グヴァヌア・モリスらは司法審査権を支持する発言をしている。しかし一方では裁判官が法律を無効とする権限をもつべきではないという議論もかなりあった。⁽¹⁰⁾したがって、司法審査権の問題はフィラデルフィア会議ではあいまいなまま残されたというべきであろう。邦法についての審査権も明文では規定されていない。憲法案は連邦憲法、連邦法および条約を「国の最高の法」として尊重する義務を諸邦の裁判官に課しており、連邦法に違反する邦法を連邦権力がどのように処理するかについては何も規定していない。しかし邦法について審査権を行使することは妥当とみなされていたといつてよいであろう。それに反対する意見は聞かれなかったからである。

フィラデルフィア会議でまとめられた連邦憲法案は権力が分立し、かつ均衡する中央政府を創ろうとするものであった。均衡のとれた政府を構成しようとするに当って、とくに二院制を考えるに当って、憲法案作成者たちが、社会

の貴族的部分と民主的部分の均衡という混合政体論の影響をうけたことは確かである。しかし、小邦の代表者たちの強い要求によって、上院は各邦の同数の代表によって構成されることになり、下院は人民を、上院は邦を代表することがこの憲法の二院制における代表原理となった。その結果、憲法作成者たちは、民主的人民に対して貴族的上院の受容を求めるという面倒を免れることになったのである。

一方、一人の首長からなる有力な行政部を創り出すに当って、彼らは混合政体論から類推してそれを君主的部分とみなすことを意識的に避けた。共和政の枠の中で行政首長をイギリスの国王に似たものにすべきだと主張したのはハミルトン唯一人であった。憲法作成者たちはアメリカ人民が君主政に強い拒絶反応を示すことを知っており、彼らに行政首長が疑似国王とみなされることを恐れていた。そして彼ら自身、一方で行政部の権限をある程度強くする必要を認めながらも、共和主義者として、アメリカ全体の政府における有力な行政首長は君主政を導くという不安を抱いていた。その意味では、彼らも行政首長は君主的部分であるというイギリス的混合政体論の呪縛に捕われていたといえよう。この会議において議会から独立した有力な大統領職という観念に到達するまでには、彼らは少なからぬためらいと迷いとを示したのである。この会議において、一貫してそのような有力な行政首長職の設置を提唱しその実現に努めたのはウィルソンであるが、彼は混合政体論的発想の呪縛から最も自由な人物であった。彼は下院も上院も、そして行政首長も人民を代表し、人民から選ばれるべきであると考えた。彼はそのような民主的な政府の構成原理と権力が分立し相互に均衡している政府という原理とを結びつけようとした。彼は混合政体論の呪縛を最も完全に脱却していたゆえに、最も大胆に有力な行政首長職の創設を提唱することができたのである。

一七八七年の憲法は結果において、政府権力の均衡を社会を構成する身分あるいは階級の間の権力の均衡という観念から完全に切り離されたものにした。それゆえ、この憲法に規定された均衡ある政体はその後の民主主義の一層の

発達にも耐えて存続することができるのである。

五 憲法案批准をめぐる対立と妥協

連合会議は各邦政府にフィラデルフィアでまとめられた憲法案を批准するための邦民会議を開くよう勧告した。邦民会議が開かれる時期は邦によって異なるが、憲法案の内容が知られるにつれて、その是非をめぐって、活潑な論議が各地の新聞紙上で展開され始めた。

憲法案の擁護者たちは、自らをフェデラリストと称し、憲法案の批判者たちを反フェデラリストと呼ぶようになった。従来から、全米的視野をもって連合会議の強化を求める人々が同志たちを「連邦的原理」に立つ人々と呼び、連合会議の強化に消極的な人々を「反連邦的な」人々と呼ぶことがあったのを踏襲したのである。⁽¹⁶⁾ 憲法の批判者たちはもちろん自らを反フェデラリストとは呼ばなかった。彼らの中には連合規約の改定による連合会議の強化に賛成する者は大勢いた。彼らは真の連邦制と彼らがみなしたものを守ろうとしていたのであるから、反フェデラリストと呼ばれるのは心外であった。彼らからみれば、彼ら自身がフェデラリストなのであり、フェデラリストを僭称する憲法案の支持者たちこそ、連邦主義からの逸脱者なのであって、反フェデラリストの名に適わしいのである。「フェデラリストとは連邦政府の味方であり、反フェデラリストとは連邦の敵である——それゆえ、合一政府の設立のための新憲法案の味方は反連邦的であり、その反対者こそ堅固な連邦主義の愛国者なのである」と憲法案のある批判者はポストンの新聞紙上で論じた。いわゆるフェデラリストは連邦制の信奉者ではない、と憲法の批判者たちはくり返し主張した。フェデラリストとか反フェデラリストとかいう用語は「何人かのお偉いさんが庶民をだます」ためのものなのだとある者は訴えた。憲法案の批判者たちは彼らが連邦制の擁護者であることを示すために、自らの筆名の中に「フェ

デラル」という語をとり入れた。リチャード・ヘンリー・リーは一連の憲法案批判を「フェデラル・ファーマー」の名で執筆した。ジョン・ラムや彼の同志たちが憲法案反対の委員会をニューヨークで組織した時には、彼らは「フェデラル・リパブリカン委員会」と称した⁽¹⁰⁶⁾。しかし憲法案批准をめぐる争いでは、結局、憲法案の支持派が勝ち、反対派は敗れた。そのため、フェデラリスト、反フェデラリストという名称はそのまま歴史的名称として定着したのである。

憲法案の批判者すなわち反フェデラリストは、それを連邦主義から逸脱し統一国家政府を作り出すものとみなした。「私はこの憲法案の入口でもうつまずいたように感じた。これは主権をもった邦の連合体ではなくて、単一の全国政府である。」とサミュエル・アダムズはリチャード・ヘンリー・リー宛に書いた。リーも同意見であった。「憲法案には連邦制的な面もないではないが、しかしその主たる性格は諸邦を究極的には一つの合一政府に統合すべく意図されたものである」と彼は「フェデラル・ファーマーからの手紙」の第一論文の中で述べた。彼は邦の政治に失政があることも、連邦を強化する必要があることも認めたが、しかしこの憲法案のような政治体制の基本的変革は不必要で危険なことだと考えたのである。⁽¹⁰⁷⁾ たしかに多くの反フェデラリストは、アダムズが語ったように、建物の入口でまずつまずいたであろう。憲法案前文の「われらアメリカ合衆国〔連邦〕人民は」という冒頭の語句に彼らは衝撃を受けたのである。「われら人民ではなく、われら諸邦は」であるべきではないか、とバトリック・ヘンリーは批判した。連邦制の要諦は邦をその構成主体とすることにあつたからである。⁽¹⁰⁸⁾

新憲法案が諸邦を一箇の全国政府に統合するものだという批判に対して、憲法案の支持者すなわちフェデラリストは、この憲法案が決して邦を抹殺しようとするものではなく、邦の存在を前提としていることを強調した。ウィルソンは、大統領は諸邦がそれぞれ定める方法で選んだ選挙人によって選挙されるものであり、上院は諸邦の議会で選出

された議員により構成されるものであるし、下院も諸邦の議会の下院の選挙権を有する人々によって選挙されるものであるから、この憲法案における連邦政府は邦の存在なしには成立しえないものであると論じた。フェデラリストたちは、この憲法案の体制が「ナショナルな」性格をもつとしても、それは部分的なものであって、「フェデラルな」性格も併存していると論じた。彼らは、連邦政府はこの憲法案により移譲された権限領域においては最高の権限をもつが、他の権限領域においては、いぜんとして個々の邦が最高の権限を保持すると主張した。彼らは、連邦政府と個々の邦政府との関係を上下関係ではなく、併列関係として提示することによって憲法案批判者たちの不安を慰撫しようとした。フィラデルフィア会議前の私信や会議の討議においては、中央政府の邦政府に対する優越の確立の必要を強調したマディソンも批判者に対して憲法案を弁護する際には、連邦政府と邦政府との併列的關係を強調した。新憲法案の政府は人民に直接統治権を及ぼすという点では統一国家的政府であるが、しかしその権限領域が限定されているという点では連邦的性格をもつと述べ、この憲法案の下では邦政府はその固有の権限領域においては「独立した最高権」を有しており、「中央政府に從属するものでないことは、中央政府がその固有の分野において邦政府に從属するものではないのと同様である」と「フェデラリスト」論文の中で彼は述べた。⁽¹⁰⁾

しかしこの種の議論は憲法案の批判者を満足させなかった。彼らは新政府の議会に与えられた権限が大きく、しかも無制限に拡大する可能性があると主張した。第二条八節一項では、課税権には何の制限もないし、また課税の目的も「共同の防衛および一般の福祉」と抽象的に規定されている。また同一八項では上記の権限、およびこの憲法により「合衆国（連邦）政府……に対して与えられた……他の一切の権限を執行するために必要にして適当なすべての法律を制定すること」が議会の権限とされ、「必要にして適当」という融通性ある表現が用いられている。これらの規定は連邦議会の権限の無制限の拡大を許容することになる。しかも第六条はこの憲法および連邦法を「国の最高の

法」であると規定している。それゆえ、邦政府の独自の権限は連邦政府によって無制限に浸蝕されるのではないかと彼らは論じた。⁽¹¹⁾ このような憲法案は邦主権の尊厳の不当な侵害であるという憲法案批判者の主張に対して、ペンシルヴァニアの邦民会議でウィルソンは主権者は人民であって邦ではないという人民主権論を展開した。そもそも人民が主権者なのであって、政府は本来人民に属する権限を委託されて行使するにすぎない。人民はその権限の一部を邦政府の一部を連邦政府に委託するのであると彼は論じた。人民主権論こそ憲法案作成者たちの彼ら自身の行動の正統性の根拠であった。主権者である人民は、連合規約の規定に拘束されることなく、新たな政治体制を構築できるのである。⁽¹²⁾

憲法案の批判者たちはなぜ「統一国家的」政府の形成に強く反対したのであるうか。彼らはアメリカのような広大で地域的差異が大きい国では、どの地域にも公平な法律を作成することは難しいと主張した。一つの地域に適した税法は他の地域には不適當なものとなるであろう。一方、諸邦に課税権が委ねられていればそれぞれの邦に適した税法によって課税されるのである。全国的な法律はどの地域にも公平とはなりえず、不平不満を抑えようとすれば、政府は圧政的なものとならざるをえないと彼らは主張したのである。⁽¹³⁾

彼らは、アメリカを主権をもつ諸邦の連邦とせず、全体を一つの政府によって統治するならば、共和政は成り立ちえず、自由は失われていくと考えていた。従来、多くの政治思想家が述べてきたように、共和政は限られた領域においてのみ可能であると思っていたからである。彼らはしばしばモンテスキューの名を援用し、このことを強調した。⁽¹⁴⁾ 彼らはまた憲法案の諸規定からも、共和政が空洞化し、貴族政、君主政へと移行する危険を感じとった。大統領は諸邦の知事に比べ任期が長く、再選の制限もない。権限もどの知事のそれよりも大きい。このような行政首長は事実上の君主といってもよく、永続的にその地位を保持する可能性もある。「この憲法案は君主政に傾いている……大統領

領は容易に王となるであろう」とヘンリーは述べた。⁽¹¹⁾

上院が邦の代表によって構成されること自体については反フェデラリストたちは異議がなかった。しかし任期六年は長すぎる上に再選にも制限がないので、上院議員を特権階級にするのではないかと彼らは恐れた。連合規約では、連合会議への代表は三年続ければあと三年は就任できないことになっていた。彼らはそのような公職交替制が採用されなければ、代表原理は空洞化すると考えたのである。

下院は直接人民から選挙される議員からなる最も民主的な部分であったが、反フェデラリストたちは、この最も民主的な部分も実際には貴族的なものにすぎないと考えた。憲法案では、下院議員の数は人口三万人に対し一人の割合を越えることはできないと定められ、当面は六十五名で発足することになっていた。各邦の議会の議員の数も概してこの数よりは多い。一人の議員が代表する人数が少く、代表する地域が小さい場合に、代表の機能を果たすることができるが、人口が多く多種多様な人々を擁する広い選挙区を適切に代表することはできない。「三〇〇万人を代表する六十五人の議員たちは……この広大な国にひろがる多数の人々を幸福にするのに必要な情報をもちうるであろうか」とメラントン・スミスは邦民会議で問うた。⁽¹²⁾ 彼らの代表観念からすれば、代表制が直接民主制から隔たれば隔たるほど、それは貴族的支配に近づくのであった。そして実際、多数の人民を一人の議員が代表する制度では、選挙される者は実際、社会の中の貴族的部分に属する者に限られるであろうと彼らは考えた。「このように構成される政府においては、下院は概して社会の第一の階級、すなわち……〈自然の貴族〉の名で区別される人々によって構成されることになろう。」⁽¹³⁾「議員の地位は格式ばったものになり」中流階級の人々、「普通の質素な生活を営んできた人々」はこのような下院に選出されるのを好まなくなるであろうとスミスは述べた。⁽¹⁴⁾ 下院も貴族的な部分に属する人々によって占められるとすれば、連邦政府は全く貴族的なものにならざるをえない。それは人民との間に大きな距離をもつ

政府となる。憲法案に猜疑心をもつ人々の間には、このような貴族的な政府への不信が存在した。自らも貴族的な部分に属すると考えることのできる憲法案批判者は、新たな連邦政府が自らの階級によって占められると考える際に、それによって新政府との社会的距離を感じなかったであろう。しかし素朴な農村社会を代表して邦民会議にでてきた人々は、このような政府に対しては地理的距離感とともに社会的距離感を感じたのである。彼らやその知的代弁者にとって、憲法案の批准はアメリカにおける民主政治、大衆的政治（ポピュラー・ガヴァメント）の危機を招きよせることを意味したのであった。

憲法案の支持者たちが、この憲法案の政府は全面的に人民に基礎を置くものであり、立法・行政の権限は人民から直接間接に選挙された人々によって行使されることを強調したとしても、憲法案批判者の不安を払うことは、もちろんできなかった。憲法案による連邦政府は人民から直接選挙される下院をもつ点で、人民が選挙に直接関与しない連合会議体制より民主的であった。しかし、そのような民主的性格は形式的なものであり、真の民主政治、大衆的な政治は邦政治および地方政治においてのみ可能なのであるから、従来のように邦政府に大きな権限を残す連邦制を続けまいかぎり、民主政治はありえないと反フェデラリストたちは考えていたのである。無制限の課税権をもち、常備軍をもつことができる統一国家的政府の権力者たちは、連邦直轄地となる政府所在地から、全国に圧政を敷くことになるであろう。彼らは選挙法を改悪して永続的にその地位に留まることさえ可能であろう。それは反フェデラリストが描いたこの憲法案の悪夢の結果であった。⁽¹⁸⁾この憲法案には人民の権利を列挙してそれを保障する権利宣言がない。彼らはそのことについて強い不信を表明した。フェデラリストたちは、邦憲法に権利章典があるのは、邦政府はとくに与えられた権限のみを行使する政府ではないから、政府が侵害してはならない人民の権利を明記する必要があるためであるが、一方、連邦政府は憲法に列挙された権限のみを行使するのであるから、人民の権利を明記する必要はなく、

むしろそれらを列挙することはおかしいのだと主張した。しかしそのような議論はすぐに反論に逢った。連邦政府は与えられた権限領域においては人民を直接統治するのであるから、権利章典があるべきであり、権利章典を欠く正当な理由はないと反フェデラリストは反論した。そして彼らはこの憲法案の中にも、ふつう権利章典に書きこまれるいくつかの規定が書きこまれていることを指摘した。たとえば第一条第九節の諸規定——「人身保護の令状の特権は、叛乱あるいは侵略に際し公共の安全にもとづく必要のある場合のほか、停止されることはない」とか「権利剝奪法あるいは遡及処罰法は制定されてはならない」などである。このような規定がありながら、なぜ他の権利や自由の保障がないのかという追及に対して、フェデラリストたちは十分説得的な反論をなし得なかった。⁽¹⁰⁾ 彼らの何人か——たとえばマディソンやベンジャミン・ラッシュ——はまた、権利章典に権利の保障があったとしてもそれが守られない例は少なくないと述べ、権利章典の効用を重視しない見解をも表明した。マディソンは邦政治において権利章典に保障されている権利が侵害されたことから、権利章典を重視しなくなっていた。彼は人民の自由と権利とは権力の分立と均衡とによって保持されると主張した。「アメリカのように複合的な共和国にあっては、人民によって権力は、まず二つの異なった政府に分割して委ねられる。そのうえで、各政府に委ねられた権力が明確に区別された政府各部門に分配される。したがって、人民の権利に対して、二重の保障が設けられている」と彼は述べた。⁽¹¹⁾

しかし反フェデラリストは憲法案において連邦政府に組込まれた権力の分立と均衡の仕組みについても、不十分であると批判した。とくに上院が立法権のほか大統領の任命権や条約締結権に参与するのは権力の適正な分離とはいえない。むしろ大統領と上院とが結託し癒着して国政を支配する恐れが大きいと批判したのである。反フェデラリストたちは政府による権利侵害に対する歯止めとして、人民の抵抗に正統性を与える拠りどころとして、権利章典を要求した。彼らのこの主張は幅広い公衆の支持をうけたのである。多くの市民に距離感を感じさせるような政府を作りな

がら、権利章典を用意しなかったことは憲法作成者たちの戦術的失敗であった。しかも彼らは権利章典を不必要とする説得的理論を提示しなかった。その後の憲法史の展開を考慮するならば、権利章典の欠如は彼らの戦術的失敗という以上に重大な欠点であったといえる。彼らの多くは憲法作成時には、連邦憲法に権利章典が必要ということに思いつらなかつたのであろう。フィラデルフィア会議の末近くになってメーソンから権利章典の必要を指摘されても、すでに数カ月を費した上に、さらに権利章典に日数を費すことは気の進まないことであつた。それゆえ彼らは深く再検討することなく、権利章典無用論に同調したものと思われる。

憲法案は一七八七年十二月にデラウェア、ペンシルヴァニア、ニュージャージーの三邦の邦民会議で批准され、一月ジョージアとコネティカットで批准された。デラウェア、ニュージャージー、ジョージアでは全員一致で批准が可決され、コネティカットでも圧倒的多数で可決された。ペンシルヴァニアでは邦政治をめぐって対立する二党派のうち共和派（リパブリカンス）が憲法案を支持したのに対して憲政派（コンステイテューションナリスツ）が反対したため活潑な論戦が展開されたが、多数派の共和派が押し切り、四六対二三で可決された。しかしマサチューセツツでは反フェデラリスト派が有力で、憲法案の無条件批准は困難視された。フェデラリスト派は譲歩の必要を認め、憲法案が発効し、新政府が発足した後に人民の権利を保障する条項の追加などの修正を行なうべきであるという付帯決議を付けて批准することで多数派工作を行ない、八八年二月に一八七対一六八という小差で可決することに成功した。批准の難航が予想される諸邦のフェデラリストたちは憲法案の手直しが行なわれなければ批准しないという決定をさけるために、マサチューセツツの付帯決議方式で切り抜けようとするようになった。これらの付帯決議の憲法修正案は権利章典のみならず、課税権など連邦政治の権限を実質的に制限することを目的とする条項が含まれていた。⁽¹⁰⁾ フェデラリストたちはもちろんそれらの修正を政府発足後にそのまま実行する考えはなかつた。実行するとしても彼らから

みて無害なものだけに限るつもりであったが、当面の打開策として、付帯決議にはさまざまな修正要求をもちこむことを認めたのである。フェデラリストたちが優勢なメリーランド、サウスカロライナでは憲法案は四月から五月にかけて大差で批准されたが、ニューハンプシャー、ヴァージニア、ニューヨークの三邦は六月に発効後の修正に関する付帯決議を付けてようやく僅差で可決された。とくにニューヨークでは他の邦に第二回目の全国会議の開催を呼びかけることも決議された。フェデラリスト派はこのような譲歩をしなければならなかったが、この決議は憲法発効後に憲法修正のための全国会議を他邦に呼びかけるといっただけで、その開催を批准の前提条件とするものではなかったのである。⁽¹²²⁾六月末までにヴァージニア、ニューヨークという重要な邦が批准し、批准した邦は十一邦に達した。まだ二つの邦は批准していなかったが、主要な邦すべてを含む十一邦の批准が終ったので、新しい連邦政府の発足の準備が始められた。議会の選挙、大統領選挙も行なわれ、一七八九年四月には臨時の連邦政府所在地であるニューヨークで連邦議会の会期が始まり、ワシントンの大統領就任式も行なわれたのである。

反フェデラリストについて研究したジャクソン・ターナー・メインは、フェデラリストと反フェデラリストの勢力の地域的分布について、フェデラリスト派は都市および商業的農業を営む地域で強く、反フェデラリスト派は自給的農業を営む地域で強かったことを指摘している。憲法案をめぐる対立の経済的側面はメインの指摘する通りであらう。⁽¹²³⁾このような経済的側面を反映して、この両者の対立においては、財産と学識とは主としてフェデラリスト側にあつたといえる。その対立はある程度まで社会階級的な対立にあつた。もちろん政治指導者が憲法案についてどのような立場をとるかは、他のさまざまな要因によって影響を受けたであろう。リチャード・ヘンリー・リーやメーンソンやヘンリーのようにワシントンやマディソンと同じプランター階級に属していても、共和政が可能な条件をどのように考えるかによって立場を異にしたのである。またニューヨークのクリントン派のように邦において権力を掌握しており、

邦政府の権力を連邦にとり上げられることを好まない人々は憲法案には反対の立場をとった。一方、大陸（連合）会議の代表、外交使節、「大陸」軍幹部などの地位について全アメリカの視野を身につけた人々は他の人々に比べ憲法案支持に傾いたといえるであろう。⁽¹²⁾ そのほか個々の邦の特殊事情も憲法案への態度に影響を及ぼしたことはたしかである。ロードアイランドの商人たちは連邦による通商規制や関税徴収を好まず、憲法案に冷淡な態度をとった。反対に弱体な連邦体制の下で邦として不利益を蒙っていると感じていたニュージャージーやジョージアの人々の間には、全般的に新憲法案の支持が強かったのである。

邦民会議で批准に反対した反フェデラリスト派は憲法案の発効をあくまで阻止しようという考えはなかった。満足すべき修正が加えられた後でなければ批准に反対という態度を崩さなかったヴァージニアのパトリック・ヘンリーは邦民会議で、連邦を解体に導くような行動をとる考えはないと述べ、「制度の欠陥を合憲的な方法で是正することが狙いである」と語ったが、これは堅固な反フェデラリストの態度を代弁するものであった。⁽¹³⁾ 彼らは第二回目の全国会議を開いて憲法に大幅な修正を加えることを狙っていたが、これも憲法案の定める改憲手続に沿って行なうものであり、ひとまず憲法に基づく新政府の発足を認めようとしたのである。

マディソンはこのような第二回目の全国会議の開催要求が高まることを恐れていた。もしそのような会議が開かれれば、連邦政府の権限を骨抜きにするような修正が行なわれ、これまでの努力が水泡に帰することも十分ありうると考えたからである。彼は発足した憲法体制を安定させるためには、公衆の間に強い要望のある権利章典の憲法への追加を連邦議会が速かに発議しなければならないと考えたのである。そうしなければ、フェデラリスト派への不信が高まり、反フェデラリスト派に憲法修正の主導権を奪われ、憲法体制は動搖せざるを得ないであろう。それゆえに彼ら議会による権利章典追加の発議の推進者となったのである。

前述のようにマディソンは、憲法で保障しても、多数者の横暴による権利の侵害を防ぐことにならないという理由によって、権利章典を重視しなかった。しかし憲法案の討議が進むにつれて彼は権利章典についての公衆の要望が強いことを意識せざるをえず、「そのような人々を宥和するためだけでも」その要望に応じることが適切な政治的便宜であることを判断するようになった。⁽¹²⁵⁾しかし、そうした当面の便宜のためだけでなく、彼はフランスにいたジェファソンとの書簡の往復を通じて、ある程度、権利章典の意義を認めるようになったのである。ジェファソンは憲法案を大筋において支持し、その発効を切望したが、権利章典は不可欠であり、その追加が必要であることを強調してやまなかった。彼は権利章典を重視する理由の一つとして、それが「司法部に法的な抑制力を与える」ことを挙げ、「これは貴台が言及しなかったことだが、私には重要なことと思われる」と述べた。彼もまたマディソンと同じく「市民が感情に駆られて誤った行動をとる」ことを恐れ、そのような場合、冷静で学識に富み市民の激情に動かされない司法部による抑制を期待したのである。彼はマディソン以上に抑制均衡の制度における司法部の役割を評価していたといえるかもしれない。マディソンもジェファソンに答えて、権利章典として「厳肅に声明された政治的諸真理は自由な政府の基本原理の性格を帯びるかもしれない。それらが国民の心の中に刻みつけられるにつれて、利害や感情の衝動に対する抑制力となりうるかもしれない」と述べ、注意深く規定された権利章典の追加は善意の反対者を満足させるとともに、「自由の擁護に力を加えるという二重の目的に役立つ」ことを認めたのである。⁽¹²⁷⁾

憲法案をめぐる政敵となったヘンリーの工作で上院には議席を得られず、下院議員となったマディソンは第一期が開会された三カ月後に、すなわち一七八九年七月に権利章典の諸条項の原案を下院に提出し審議を求めた。下院では、まだほかにまざるべきことが多いという意見も有力で、早々に憲法を改正することを喜ばぬ気分もあったが、彼は憲法修正の発議はそれを約束したフェデラリストの信義の問題であり、憲法体制の安定に不可欠であると主張し

て審議を促進し、下院は八月には憲法修正案をまとめて上院に送付した。マディソンにとって憲法修正とは権利章典の追加であつて、連邦政府の権限を実質的に弱めるような条項は問題外であつた。⁽¹³⁾一方、堅固な反フェデラリストたちにとって憲法修正とは権利章典とともに連邦政府の弱体化をはかるためのものであつた。彼らは「水で薄めたミルクのような」マディソンの修正案に不満であつたが、議会内部においても外部においてもマディソンのイニシヤティブに対抗することはできなかった。⁽¹⁴⁾議会では堅固な反フェデラリストによる大幅な憲法修正の提案は受け入れられず、基本的にはマディソンの案である十二カ条の修正条項が議会から諸邦に発議され、そのうち最初の二カ条を除く十カ条が四分の三の邦の批准を得て一七九一年末に確定し修正第一条——第十条となつた。マディソンによる憲法修正発議の促進は反フェデラリストたちの憲法への不満を緩和し、連邦憲法体制の安定に寄与した。権利の章典の追加はその欠陥をとがめた反フェデラリストの連邦憲法への貢献であるとともに、公衆の間に権利章典への要望が強いことを認めその実現を約束し、実現したマディソンらフェデラリストたちの政治的見識の成果でもあつた。このようにして、憲法案をめぐる生じたフェデラリスト対反フェデラリストという対立は収束に向つたのである。

六 リパブリカン党の台頭と憲法体制の定着

新憲法に基く初代大統領の選挙では大統領選挙人全員がワシントンに票を投じた。国民に信望厚い人物があり、彼を大統領の地位に据えることができたのは、新政府にとって幸であつた。ワシントンのカリスマは新政府のために正統性の代替物としての役割を果たしたのである。ワシントン政権の財務長官となつたハミルトンの財政政策に対する反撥は議会内に反対勢力を生み出すが、反対勢力の政府批判も当初はワシントンに対する敬意から控え目なものであり、ワシントンを攻撃の対象とすることを極力さけたのである。党派対立が公然たるものとなり、広く公衆をまきこむ

のとなるのは、フランス革命を発端とする国際戦争がヨーロッパで勃発し、アメリカの取るべき対外政策が重要な争点となってからのことである。

連邦政治における党派対立の形成期に野党勢力の指導者となったのはマディソンであった。革命戦争中に連合会議に代表として同席して以来、連邦強化運動の協力者であり、そしてフィラデルフィア会議の後は、憲法案の批准を推進するために、共同で憲法案弁護の論陣を張ったハミルトンとマディソンとは新政府発足後、次第に相容れざる政敵となっていた。「フェデラリスト」論文を検討したオルフェウス・メーソンは、ハミルトンの論文とマディソンの論文の間に思想的な相違を認め、共通の筆名として用いられたブリュースは「分裂した人格」であったと論じた。⁽¹⁰⁾たしかにハミルトンの諸論文が強力な権力をもつ連邦政府の必要を強調したのに対して、マディソンの諸論文は多元的利害を調整する政府、均衡のとれた政府の創設に力点を置いたという差異は認められよう。両者とも邦の上に立つ有力な全国政府の設立を目指していたが、対立の萌芽はすでに内包されていたと言えるかもしれない。

両者の間に目立った対立が生じた発端は、公債の処理に関するハミルトンの提案であった。ハミルトンは連邦の債務を新債券と利子を含む額面金額で交換し、諸邦の債務をも連邦政府が肩代りして、同様に新債券と交換することを提案し、その立法化を求めた。新憲法により連邦政府には課税権があり、すでに関税法は成立していたから新債券の利子支払いを保障できる。これによって内外の債権者に対する新政府の信用を確立し、内外にその権威を高めることができるであろう。連邦政府が邦政府に対抗して権力を強化するためには、国民の支持が不足していると感じていた。ハミルトンは、債権者を連邦政府の有力な支持者にすることを狙った。それゆえに、彼は邦の債務をも連邦が引き受けることを強く主張したのである。彼はまた富裕層を永続的に連邦政府に結びつけておくためには、債務の返済を急がず、むしろ債務を負い続け、その所有者に利子の支払いを行なうべきであると考えた。連邦政府の信用が確立すれ

は、債務は政府にとって政治的資産となると計算したのであった。彼はもちろん新債券が商取引において流通し、正貨の不足を補って流動資本量を殖やす効果も考慮していた。その効果はアメリカにおける資本主義的経済発展を促すとともに、資本家層を連邦政府に結びつけるはずであった。しかし特定の利益集団を受益者化し支持者とする政策には当然反作用が生じる。ハミルトンの公債政策や銀行政策の受益者となりその支持者になったのは、アメリカの上層階級のすべてではなく、その一部分であった。そのため、彼の政策は憲法案を支持したフェデラリスト指導層の政治的分裂をもたらすのである。そこに彼の連邦強化構想の問題点があった。

ハミルトンはこのような公債政策について、長年の同志であり、下院において指導力をもつマディソンの支持を得ることを期待した。しかしマディソンはハミルトンの提案に強い異議を唱えたのである。連邦債務の五分の四以上がメーソンリディクソン線の北に住む市民によって保有されており、邦債務もまたサウスカロライナを除けば北部諸邦に集中しているという状況では、ハミルトン案はヴァージニアにとって明らかに不都合なものであった。マディソンは連邦強化論者であったが、またつねに連邦政治におけるヴァージニアの利益の擁護者であった。ジェイリガルドキ交渉の際、ミシシッピ河自由航行権についての譲歩に強く反対したのはその一例である。パトリック・ヘンリーらからヴァージニアの邦としての利益を裏切るおそれがある人物と批判され、上院への選出を阻まれ、やむなく下院に議席を得たマディソンにとって、ハミルトン案を唯々諾々として受け入れることは政治的な自殺行為でもあった。彼が連邦債務の原所有者とそれを市場価格で買った所有者とを区別することを主張し、また邦債務の肩代りに反対し、あえてそれを行なうなら、一七八三年の債務額に基いて、その後債務返済に努めた邦に補償することを要求したのは当然であった。下院で法案審議が長く停滞した後、ハミルトンと国務長官ジェファソンとの間で、公債政策についてはハミルトン案の基本線を認める代りに、恒久的連邦首都をポトマック河畔に置くという取引が成立し、マディソンも

それを黙認したので、公債法案は成立の運びとなった。⁽¹³⁾

ハミルトンの第二の政策は合衆国（連邦）銀行の設立であった。彼はイングランド銀行に似た国策銀行を設け、政府の財政運用に利用し、その銀行券の発行によって流動資本量を拡大し、また邦により設立された諸銀行に対しても適切な統制力をもたせようとした。この政策は銀行への出資者を連邦政府に結びつけ、さらに資本主義発展の促進によって富裕な資本家層を拡大し、彼らを政府の支持者にすることが期待された。彼はこの銀行の設立に当り政府出資は五分の一（実際には銀行よりの融資で出資する形をとった）とし、五分の四は外国人をも含めた民間出資とし、新連邦債による出資を認めた。それによって連邦債の流通価値の維持を助け、さらにこの連邦債による出資に基いて、合衆国銀行券という新たな流動資本の創出を狙ったのである。ハミルトンの銀行設立が連邦政府の財政運用を援け、アメリカの経済発展にも貢献するであろうことは予想された。しかしこの政策はワシントンの閣僚の間でも、ジェファソン国務長官の反対を受け、議会ではマディソンの反対に逢った。ジェファソンもマディソンも、反対論の根拠を、連邦議会に銀行設立についての権限を与える規定が憲法にないという憲法上の理由に求めた。銀行設立は便利ではあっても必要ではなく、いわゆる「必要にして適切」条項を拡大解釈すべきではないと主張したのである。一方、ハミルトンは銀行設立はこの条項により連邦政府の権限内にあるという憲法解釈を展開した。ワシントンはハミルトンの合憲論に全面的に納得したわけではなかったが、ハミルトンの政策を支持する決断を下した。ワシントンの支持により、銀行設立法案は議会を通過した。⁽¹⁴⁾

ハミルトンの政策は行政部内においてもジェファソンとの対立を生じたが、議会にはハミルトン派とマディソン派、与党と野党ともいうべき対立をもたらした。ハミルトンは、イギリスの政治体制における均衡は、国王が公職への任命など恩賞を与える権能を活用し下院に働きかけることで保たれていると考えた。革命当時イギリスのホイッグ急進

派の論客の影響を受けたアメリカ人は、このような国王の影響力こそ腐敗の原因であるとみなしたが、ハミルトンはこのような影響力をむしろ健全なものとみなすようになっていた。彼はそのような考えに基いて、自らの支持勢力を議事に殖やすべく手を打っていた。そのようなハミルトンの工作は反対派からみれば共和政治を毒するものであった。マディソンら反対派もまた対抗上党勢を揚げようと努力したのである。ハミルトンも、また彼の政策に反対するジェファソンやマディソンも、ともに公衆に対して支持を訴える必要を認めた。ハミルトンが政府支持の論陣を張る新聞として『合衆国ガゼット』の設立を推進したのに対して、ジェファソンとマディソンは対抗策として『ナショナル・ガゼット』を育成しようとした。こうして連邦政府の政策をめぐる対立は、議会内から公衆のレヴェルへと拡がっていった。⁽¹³⁾

ジェファソンもマディソンもハミルトンの政策をヴァージニアあるいは南部諸邦の利益に反し、北東部資本家層のみを利用するものとみなしただけでなく、それを共和政への脅威とみなした。彼らは、ハミルトンの構想の中に、一部の特権利益集団を育成して、それを連邦行政部に結びつけ、連邦政府内において行政部の権力を強大化し、さらに邦権力を骨抜きにしていこうという意図を感じとり、これは金権貴族政、君主政を目指すものであると恐れたのである。一七九二年にはマディソンは新聞紙上でこのような脅威について警告する論陣を張った。一七八七年にはもっぱら多数者の横暴にいかに対処するかという関心に従って連邦政治を考えていたマディソンは、今や少数者支配の危険にいかに対処するかを専ら問題とするようになった。それとともに、連邦政治についての彼の構図は一変したのである。

ハミルトンの政策に対するマディソンの反撥は、多様な利害の公正な調整という広域共和国における立法過程についての、従来の彼の構図からしても理解できる。しかしマディソンはハミルトンの勢力に対抗するためには、そのよ

うな従来の構図を放棄した。彼は人民の利益の一体性を強調することにより、多数の人民を政治的に糾合するという立場をとったのである。かつては多数派の横暴を恐れ、いわばその分断に自由な政府の存立を求めた彼は今や多数者の糾合によって自由な政府を擁護しようとした。人民が「利益と感情」とにおいて共通性をもつようになれば、人民の権利の篡奪や人民の利益との抑圧に対して結束して行動できるのであった。彼は連邦政府は過大な権限をもつべきでない⁽¹⁴⁾と主張し、反フェデラリストの支持を得ようとした。連邦権力の過大化に反対することはハミルトン派の権力に対処するために望ましい方策であった。しかしマディソンは連邦権力の過少化にはもちろん反対であった。彼はあくまで連邦憲法体制の擁護者であり、連邦のまとまりを保持することを重要な課題としていた。彼は公衆に支持を求めるに当って、地域的利己心に訴えることを避けた。彼は全国的な規模での人民の結束を訴えたのである。人民は「地方的な偏見や誤った対抗意識を除去し……一つの調和ある利益に結集する」ために努力しなければならないと彼は論じた。彼は地方主義的反フェデラリストの民主政治の構図に代わるべき、全国的政治における民主政治の構図を提示した。連邦政治と民主政治とを結びつけようとしたのである。ハミルトンの政策の主たる受益者が富裕な商業資本家層であり、農業中心の社会においては、彼らが少数勢力にすぎないという事実からして、マディソンが人民の利益の擁護者という姿勢をとって多数党を形成しようとしたのは自然であった。それによって北東部諸邦でも支持者を獲得しようとしたのである。彼は民主主義の行きすぎについての不安を忘れてはいなかったであろうが、彼のいう複合的共和国、すなわち連邦憲法体制の下ではそのような危険は少ないと考えたのであろう。ともあれ、そのような危険は金権貴族政治から、君主政治への道を狙っていると思われた勢力の危険に比べればはるかに少ないものに見えたのである。マディソンやジェファソンのようなヴァージニアのプランターは、彼らの社会では下層階級が奴隷で構成されているために下層階級の政治的圧力を恐れる必要がなく、そして一般農民に対しては農業の利益という共通性を

主張することができた。それゆえ、彼らは元來、民主主義を恐れる必要が少なかつた。奴隸制の存在が民主的イデオロギーを助長するという逆説的事実が存在したのである。⁽¹³⁾

政党はイギリスでも、アメリカでもまだ制度として市民権を得ていなかった。マディソンも党派的精神が政治にもちこまれることを恐れ、党派の弊害をいかに除去すべきかをフェデラリスト論文の中で論じた。社会の一部分の利益を政治において実現しようとする党派的精神は公共の福利のために有害なものであるというのが一般的通念であつた。したがつて彼は自らの党派を社会の利益の部分的代表者とは考えなかつた。彼の党は人民の利益を少数者の篡奪から擁護し、共和政を君主制の陰謀から擁護するための人民の代弁者なのであつた。彼が人民の利益の一体制を強調したのは、彼の党に正統性を獲得するためであつた。それゆえ彼の党がリパブリカン党と称したのは自然であつた。

政府の政策の支持者たちは当然ながら自らを正統的フェデラリストとみなした。そして彼らは政府の政策に対する反対を憲法体制そのものへの反対とみなし、その活動の正統性を認めなかつた。アメリカ最初の政党体制は相互に正統性を認めない二つの勢力の対立として進展したのである。⁽¹⁴⁾

リパブリカン党がフェデラリスト党を反人民的勢力と攻撃し自らは人民の代表という姿勢をとつて勢力を伸ばすとともに、フェデラリスト党の指導者たちは次第に人民の支持を掌握する自らの能力に自信を失つた。彼らは彼らの政策を連邦の統一の強化と経済発展の促進という目的によって正当化することができた。しかし彼らはリパブリカンに對抗する民主的イデオロギーを創り出すことができなかった。北東部の主として富裕な商人層とその政治的同盟者たちから成るフェデラリストたちは結局、自らを人民という多数者と結びつける論理を見出せなかつたのである。人民大衆に対する彼らの不安と不信は対外政策の問題が感情的な争点となる状況の中で増大していった。人民の支持をつなぎとめるため民主的イデオロギーをもてないフェデラリスト党は、ワシントンのカリスマをもつてそれに代用した

のである。⁽¹³⁷⁾

フランス革命がヨーロッパをまきこむ国際戦争となり英仏両国の戦争が始まると外交問題が党派政治の激しい争点となり、公衆を政党対立の中にまきこむことになった。新政府発足当初から、ハミルトンがイギリスとの関係を重視したのに対して、ジェファソンやマディソンはフランスとの関係を重視する傾向があった。ハミルトンはイギリスとの貿易がアメリカの全貿易額の九〇パーセントを占めている現状ではイギリスとの関係を悪化させる政策をとるべきではないと考えていた。貿易が混乱することは関税収入を減らし、政府財政を困難に陥れ、彼が重視した公債政策を挫折させる危険を恐れたからである。⁽¹³⁸⁾一方、ジェファソンやマディソンはイギリスが通商条約を結ばず一方的に対米貿易を規制している状況を改めさせるためには、イギリス商船や商品に差別を加える必要があり、そのような政策によってフランスその他適切な通商関係のある国との貿易を拡大できれば、イギリスに対する過度の貿易依存を是正することができると考えていた。マディソンとハミルトンとは一七八九年に最初の関税法を制定する時にもイギリス商品および商船の差別の可否をめぐる意見を異にしたのである。⁽¹³⁹⁾フランス革命の勃発によって対外関係の問題にもイデオロギー的な要素が加わることになった。アメリカ人はフランス革命の過激化に反撥した人々と共和政体への移行に好意をもち続ける人々とに分かれたからである。前者はフェデラリストであり後者はリパブリカンであった。

英仏間で戦争が始まるとアメリカ人は感情的にこの争いにまきこまれた。一般市民の間には旧母国イギリスへの反感が残っており、フランスに対しては革命戦争当時の同盟国という親近感があつたからである。フェデラリストもリパブリカンも中立政策が望ましいとする点では意見が一致したが、具体的政策の問題となると意見が対立した。海軍力にまさるイギリスはしばしば海上で中立国としてのアメリカの権利を侵害する行為を行なった。また北西部のアメリカ領土にまだ砦を確保しているイギリスが、西部のインディアンをそそのかしているという情報もあった。そのた

めアメリカの世論はいちじるしく反英的となった。結局反英世論の高まりで対英戦争になる可能性があると考えたハミルトンはそのような戦争を回避するため、ワシントンに進言して、ジェイを特使としてイギリスに送り、両国間の問題を解決しようとした。その結果、一七九四年に英米条約（いわゆるジェイ条約）が結ばれた。しかしその内容はアメリカ側の要求を十分に反映したものではなかった。ワシントンもこの条約に不満ではあったが、やむをえないものとして上院に批准を求めた。リバブリカンはこれを屈辱的条約として、またフランスを裏切るものとして激しく非難した。^(四)

とくにイギリスに最恵国待遇を与えたことはイギリスに圧力を加える手段を放棄したのとしてリバブリカンを憤慨させた。リバブリカンはフェデラリストをイギリスの走狗と非難し一方フェデラリストはリバブリカンをフランスの走狗と攻撃した。共和政への忠誠の問題に加えて、アメリカという国に対する忠誠の問題が党派の争点となったのである。もはやワシントンも政争の圏外に立つことはできなかった。ワシントンにも非難が浴びせられたのである。自らが大統領の地位にあることが、政治対立を抑えることに役立たないと感じた彼は、一七九六年には引退の決意を固め、引退に際して、いわゆる告別演説を発表し、その中で党派的精神を戒めるとともに、外国の策謀に乗ぜられないよう警告した。これは野党たるリバブリカン党に対する非難の言葉であり、その意味では、党派的精神を排撃する告別演説はフェデラリスト党を利する党派的文書であった。国民的支持をうけて施政を行なうことを理想としたワシントンはその理想の崩壊の責任を自分にも攻撃の鋒先を向けるようになった野党に帰し、リバブリカン党を非難したのである。^(四)

彼は政策をめぐる討議は議会の中で冷静な雰囲気の中で行なわれるべきものであり、政府を批判して公衆を扇動し、彼らを政争にまきこむことは邪道であると考えていた。彼は連邦政治について一種の賢人政治のイメージを抱いてい

たのである。⁽¹³⁾

フランス政府はジェイ条約に反撥し、親仏党とみられたリバプリーカンが一七九六年の選挙で勝つことを望んだ。フェデラリストが勝ち、ジョン・アダムズが大統領に当選すると、失望したフランスはアメリカ船船を拿捕する政策をとってアメリカに圧力をかけ始めた。アダムズは三人の使節をフランスに送り、両国関係を改善しようとしたが、フランス外交の指導者タレランは仲介者を通じて、アメリカ政府がフランス政府にオランダの銀行家を通じて一二〇〇万ドルを融資すること、フランス政府要人に二五万ドルの賄路を贈ることを交渉開始の条件として要求した。この知らせを受けたアダムズはそれを上院に報告した。これがいわゆるXYZ事件である。⁽¹⁴⁾このような要求はヨーロッパの旧式外交では珍しいことではなかったが、アメリカの使節もアダムズも、そしてアメリカの公衆もアメリカに対する侮辱としてそれを受けとった。多分に親仏的だった世論は一転して反仏的となり、アダムズとフェデラリスト党はリバプリーカン党に対して有利な立場に立った。人民に対する不信感があり、人民の支持を獲得する自らの能力について自信をもてなくなったフェデラリストたちは、フランスとの緊張状態を自らの権力を保持するための天の佑けとみなした。彼らの中の戦闘的分子はフランスとの戦争という非常事態を作り出すことでリバプリーカン党に致命的打撃を与えようとしたのである。彼らは引退したワシントンを戦争に備えて編成した軍隊の名目的司令官に引き出すことで、またまた彼のカリスマを党派的に利用しようとした。一七九九年に彼が死去したため、フェデラリスト党は彼のカリスマをほぼ党派的に利用することができなくなったのである。⁽¹⁵⁾

アダムズは党派の利害のために戦争の道を選ぶことはしなかった。彼はフランス側からアメリカが使節を派遣すれば礼節をもって受けいられるであろうという感触を得ると、フェデラリスト党の中の強い反対を押し切り一八〇〇年にフランスに使節を送り、フランスとの危機に終止符をうった。アダムズによるフランスとの危機の解消はフェデ

ラリスト党の中にアダムズ派とハミルトン派の内紛を引起し、リパブリカン党の立場を有利にした。リパブリカン党は親仏派という非難を恐れる必要がなくなり、危機に際してフェデラリスト党が推進した課税政策や自由を制限する政策を非難して、有権者の支持を獲得することができたからである。⁽⁴⁶⁾

フェデラリストたちが恐れたようにフランスとの危機の解消はフェデラリスト党政権の終りを意味した。選挙に敗れたフェデラリストたちはリパブリカン党に多大の不信感を抱きつつも、政権の座を明け渡さざるを得なかった。政治が大衆化しつつある時代に、民主的イデオロギーをもって人民に訴えるリパブリカン党に対して、対抗すべき魅力的なイデオロギーをもちえなかったフェデラリスト党の敗北は遅かれ早かれ必至であった。一八〇〇年の選挙以降フェデラリスト党がついに再び政権を獲得することができなかったのはそのためである。連邦体制における連邦と邦との権力の均衡、連邦体制と民主主義との結びつきを唱えてきたリパブリカン党の勝利は、連邦体制に安定をもたらした。いわゆる「一八〇〇年の革命」の一つの意味はそこに求められるであろう。

(1) ノランソンの連合案については W. C. Ford, ed., *Journal of Continental Congress [JCC]* (34 vols., Washington, 1904-37), II, 193-99 を参照。

(2) ディキンソンの独立反対論については、彼のメモに基づいて演説を再構成した J. H. Powell, "Speech of John Dickinson Opposing the Declaration of Independence, July 1, 1776," *Pennsylvania Magazine of History and Biography* LXV (1941), 458-81 を参照。

(3) ディキンソン案および第二次草案については、それぞれ JCC, V, 546-54, 674-89 を参照。

(4) Edmund C. Burnett, *The Continental Congress* (New York, 1941, 1964), 37.

(5) ディキンソン案の審議経過については、Morrill Jensen, *The Articles of Confederation* (Madison, 1940), 126-39 を参照。

- (6) *JCC*, V, 549-51.
- (7) 最終的に合意された連合規約案については *ibid.*, IX, 907-25 を参照。
- (8) 一七九七年の憲法審議については Jensen, *Confederation*, 161-84.
- (9) Jensen, *Confederation*, 130-38.
- (10) *Ibid.*, 161-76, 239-45.
- (11) *Ibid.*, 140-60.
- (12) については英語による原語を引用してあるが、その中に解釈するべき内容はない。
- (13) Sobei Mogi, *The Problem of Federalism: A Study in the History of Political Theory* (2 vols., London, 1931), I, 21-41.
- (14) については Burnett, *Continental Congress*, 472-501; Jensen, *Confederation*, 185-238.
- (15) 独立戦争の国際的側面については、拙稿「アメリカ革命の外交政策」『橋論叢』八五巻四号（一九八一年）四九〇—五〇六頁で論じた。この時期の問題については Richard B. Morris, *The Peacemakers: The Great Powers and American Independence* (New York, 1965) を参照せよ。
- (16) J. Lovell to E. Gerry, Nov. 20, 1780, in E. C. Burnett, ed., *Letters of Members of the Continental Congress* (8 vols., Washington, 1921-36), V, 451-52; Merrill Jensen, *The New Nation: A History of the United States during the Confederation* (New York, 1950), 46-49.
- (17) *JCC*, XII, 1048.
- (18) については James Ferguson, *The Power of the Purse* (Chapel Hill, 1961), 24-69; H. James Henderson, *Party Politics in the Continental Congress* (New York, 1974), 218-75.
- (19) Ferguson, *Power of Purse*, 117-24.
- (20) Burnett, *Continental Congress*, 527-35 を参照。

- (21) Jensen, *New Nation*, 67-84; Henderson, *Party Politics*, 318-43; Richard H. Kohn, *Eagle and Sword: The Federalists and the Creation of the Military Establishment in America* (New York, 1975), 17-39.
- (22) Kohn, *Eagle and Sword*, 45.
- (23) Burnett, *Continental Congress*, 633-46; Ferguson, *Power of Purse*, 179-81.
- (24) Adams to Jay, July 19, 1785, in Charles Francis Adams, ed., *The Works of John Adams* (10 vols., Boston, 1850-56), VIII, 279-83.
- (25) Henderson, *Party Politics*, 360-66.
- (26) Charles R. Ritcheson, *Aftermath of Revolution: British Policy toward the United States* (New York, 1969, 71), 18-184 以下参照。
- (27) トナホリス全權の英艦のトキクルシの事 Winton U. Solberg, ed., *The Federal Convention and the Formation of the Union of the American States* (Indianapolis, 1958), 55-59 参考参照。
- (28) Max Farrand, ed., *The Record of the Federal Convention of 1787* (4 vols., New Haven, 1931, 37, 66) [RFC], I, 133, 134-36.
- (29) "Vices of the Political System of the U. States," in Gaillard Hunt, ed., *The Writings of James Madison* (9 vols., New York, 1900-10), II, 361-69; also in W. T. Hutchinson and W. M. Rachal, eds., *The Papers of James Madison* (Chicago and Charlottesville, 1962-), IX, 353-58, 五冊第六冊 IX, 354.
- (30) Merrill Jensen, *The Making of the American Constitution* (New York, 1964), [註釋] 『トナホリス全權の英艦』(註釋資料「一九七六年」) 四冊四頁 Henderson, *Party Politics*, 400-02.
- (31) ナホリスの『トナホリス全權の英艦』三冊四頁 Louise B. Dunbar, *A Study of "Monarchical" Tendencies in the United States from 1776 to 1801* (1923), 54-75.
- (32) Washington to Madison, March 31, 1787, in John C. Fitzpatrick, ed., *Writings of George Washington* (39 vols.,

tion (New York, 1966); Merrill Jensen, *The Making of the American Constitution* (New York, 1964) 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

- (4) 本トニシテ憲法ノミテハ RFC, I, 18-23 42 参照。
- (4) To Washington, April 16, 1787, Madison, *Writings*, II, 344-49.
- (4) RFC, I, 33.
- (4) *Ibid.*, 34.
- (4) RFC, I, 37, 167.
- (4) Madison, *Writings*, II, 340, 345.
- (5) RFC, I, 175-80.
- (5) *Ibid.*, 150-54.
- (5) *Ibid.*, 242-45.
- (5) *Ibid.*, 250-51, 258-60.
- (5) *Dictionary of American Biography*, XIV, 294.
- (5) Forrest McDonald, *E Pluribus Unum: The Formation of the American Republic* (Boston, 1965), 59-61, 160.
- (5) RFC, I, 257-58, 282-93, 294-301, 336-38.
- (5) *Ibid.*, 340-41, 437-38, 444-45.
- (5) *Ibid.*, 341-43.
- (5) *Ibid.*, I, 446-50, 463-65, 482-87, II, 8-11.
- (5) *Ibid.*, I, 461.
- (5) *Ibid.*, II, 4, 5, 15.
- (5) *Ibid.*, I, 335, 551.

- (65) *Ibid.*, 201, 229, 243, 580-88. II, 131, 135. 五分の三と数字の起源については Henderson, *Party Politics*, 337 を参照。
- (66) *RFC*, II, 177-89, 481, 497-99, 585, 590-603.
- (67) *Ibid.*, 181-82.
- (68) *Ibid.*, 27-29, 390-91.
- (69) *Ibid.*, I, 276.
- (70) *Ibid.*, 48-49, 57.
- (71) *Ibid.*, 49-50, 135-36.
- (72) *Ibid.*, II, 201-03.
- (73) *Ibid.*, 203-04.
- (74) シュフマンの農本主義については『世界の名著』四〇巻、二六二頁参照。
- (75) *RFC*, II, 204-05.
- (76) *Ibid.*, 249.
- (77) サウスカロライナの憲法（一七七八年）など革命期の諸邦憲法については F. N. Thorpe, ed., *The Federal and State Constitutions* (7 vols., 1909) を参照。
- (78) *RFC*, II, 249.
- (79) *Ibid.*
- (80) *Ibid.*, 250-51.
- (81) *Ibid.*, I, 52, 151, 153-54.
- (82) 拙稿「アメリカ革命期の民主主義思想」『アメリカ史研究』四号（一九八一年）はこの点について論じている。

- (83) *RFC*, I, 421.
- (84) *Ibid.*, 422-26.
- (85) *Ibid.*, 424-25.
- (86) *Ibid.*, 425.
- (87) *Ibid.*, 425-26.
- (88) *Ibid.*, I, 511-13.
- (89) *Ibid.*, 514.
- (90) George A. Peck, ed., *The Political Writings of John Adams* (New York, 1954).
- (91) *Ibid.*, 139.
- (92) Howe, *Changing Political Thought*, 168-76.
- (93) Gordon Wood, *The Creation of the American Republic* (Chapel Hill, 1969), Ch. XIV 40-42 580-87 註 25°.
- (94) *Ibid.*, 407, 433-37.
- (95) *Ibid.*, 581.
- (96) Madison, *Writings*, II, 348.
- (97) Charles C. Thach, Jr., *The Creation of the Presidency* (Baltimore, 1922), 84.
- (98) *RFC*, II, 65-66, 88.
- (99) *Ibid.*, I, 69, 80.
- (100) *Ibid.*, I, 98-104; II, 185.
- (101) *Ibid.*, II, 183, 185.
- (102) *Ibid.*, II, 389, 394, 498-99.
- (103) *Ibid.*, II, 497.

- (10) 魏國録に於ける臣民精神の醒発と鎮圧の策略に關するに於て Charles Grove Haines, *The American Doctrine of Judicial Supremacy* (2nd ed., Berkeley, 1932), 44-203 を參照。この点に關するに於て R.F.C., I, 100-01, 109, II, 73-76, 298.
- (11) Jackson Turner Main, *The Antifederalists: Critics of the Constitution* (Chicago, 1961), ix.
- (12) *Ibid.*, x-xi.
- (13) Adams to Lee, Dec. 3, 1787, in H. A. Cushing, ed., *The Writings of Samuel Adams* (4 vols., Boston, 1904-08), IV, 324; "Letters from the Federal Farmer—Letter I," in Forrest McDonald, ed., *Empire and the Nation* (Englewood Cliff, 1962), 95.
- (14) Jonathan Elliot, ed., *The Debates in the Several State Conventions on the Adoption of the Federal Constitution* (5 vols., Philadelphia, 1861), III, 22, 44, 395.
- (15) Wilson, State House Speech, Oct. 10, 1787, in A. T. Mason, ed., *The State Rights Debate* (Englewood Cliffs, 1964), 128.
- (16) The Federalist, No. 39, 『連邦の正義』四〇卷、三十四—三十五頁。
- (17) Mason, *State Rights Debate*, 139-40.
- (18) Elliot, *Debates*, II, 434-443.
- (19) Cecilia M. Kenyon, *The Antifederalists* (Indianapolis, 1966), xxxix-xlvii.
- (20) *Ibid.*, xl-xliii, 39, 373.
- (21) Elliot, *Debates*, III, 58, IV, 203-07.
- (22) Main, *Antifederalists*, 130-38; Elliot, *Debates*, II, 227-29, 242-46.
- (23) Elliot, *Debates*, II, 246-47.
- (24) *Ibid.*, II, 287, 441, 552, III, 431, IV 51.

- (11) Mason, *State Rights Debates*, 126; Elliot, *Debates*, IV, 409.
- (12) Mason, *State Rights Debate*, 78-83; The Federalist, No. 51, 『世英の名著』四〇巻“三九八頁”。
- (13) マンソンとトーマス全議に於ける種別學典に於けるの論議に關しては RFG, II, 587-88, 633-40 を参照。諸邦に於ける其種の類に於けるは Main, *Antifederalists*, 187-248 を参照した。マンソンとトーマスの世英譯に於けるは Elliot, *Debates*, II, 176-77 を参照。
- (14) Elliot, *Debates*, II, 411, 414, III, 657-61.
- (15) Main, *Antifederalists*, 249-81.
- (16) Stanley Elkins and Eric McKittrick, “The Founding Fathers: Young Men of the Revolution,” *Political Science Quarterly*, LXXXVI (1961), 204-06.
- (17) Elliot, *Debates*, III, 652.
- (18) Jefferson to Madison, Mar. 15, 1789, in Mason, *State Rights Debate*, 177. 参考 Bernard Schwartz, ed., *The Bill of Rights: A Documentary History* (2 vols., New York, 1972), II, part 7 を参照。
- (19) Madison to Jefferson, Oct. 17, 1787, Mason, *State Rights Debate*, 174-77.
- (20) *Ibid.*, 93-96.
- (21) *Ibid.*, 96-97.
- (22) Mason, “The Federalist—A Split Personality,” *American Historical Review*, LVII (1952), 625ff.
- (23) John C. Millar, *The Federalist Era* (New York, 1960), 33-39.
- (24) *Ibid.*, 55-59.
- (25) *Ibid.*, 89-98.
- (26) John Zvesper, *Political Philosophy and Rhetoric: A Study of the Origins of American Party System* (Cambridge, England, 1977), 110-19.

- (135) 16 頁註 Richard Buel, Jr., *Securing the Revolution: Ideology in American Politics, 1780-1815* (Ithaca, 1972) 本心不豫を待たず。
- (136) Richard Holstadter, *The Idea of a Party System* (Berkeley, 1972), 88-90.
- (137) Buel, *Securing the Revolution*, 142-43.
- (138) Paul A. Varg, *Foreign Policies of the Founding Fathers* (Pelican edition, 1972), 77-79.
- (139) *Ibid.*, 73-77.
- (140) *Ibid.*, 83-114; Jerald A. Combs, *The Jay Treaty* (Berkeley, 1970).
- (141) Holstadter, *Party System*, 91-93.
- (142) *Ibid.*, 22.
- (143) Alexander DeConde, *The Quasi-War: The Politics and Diplomacy of the Undeclared War with France* (New York, 1966), 3-73.
- (144) Joseph Charles, *The Origins of the American Party System* (New York, 1961), 48-49; DeConde, *Quasi-War*, 142-259.
- (145) Stephen G. Kurtz, *The Presidency of John Adams* (Philadelphia, 1957), 334-407.

(昭和五十七年一月二十日 受領)